

企業活力

2021
冬季号

No.
114



巻頭言

人的資本経営元年

学習院大学 経済学部経営学科教授／一橋大学名誉教授(人材研究会 座長) 守島 基博 氏

研究会報告

- 経営戦略を支える人事部の新たな役割に関する調査研究(第2年度)
- 持続可能な社会における「ビジネスと人権」のあり方についての調査研究
- 製造業のDXを阻む壁の乗り越え方に関する調査研究

寄稿

変革期のサステナブル投資はさらに次の段階へ

NPO法人 日本サステナブル投資フォーラム(JSIF) 会長 荒井 勝 氏

コラム

コロナ禍の少年スポーツの受難

一般財団法人企業活力研究所 総務部長 上野 悦雄

BPF

Business Policy Forum, Japan

一般財団法人企業活力研究所

企業活力 2021 冬季号

No. 114

目次

CONTENTS

[巻頭言]

人的資本経営元年

学習院大学 経済学部経営学科教授/一橋大学名誉教授(人材研究会 座長) 守島 基博 氏 1

[研究会:2021(令和3)年度報告]

【人材研究会】

経営戦略を支える人事部の新たな役割に関する調査研究(第2年度) 2

【CSR研究会】

持続可能な社会における「ビジネスと人権」のあり方についての調査研究 7

【ものづくり競争力研究会】

製造業のDXを阻む壁の乗り越え方に関する調査研究 12

[委員会]

【企業法制委員会】

コーポレートガバナンス・コードの主要な改正点について 16

「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」中間整理報告書について 25

株主総会資料のオンライン提供に関する制度の動向 31

非財務情報開示に関する検討動向

【税制委員会】

令和4年度税制改正に関する経済産業省要望 38

【企業活力委員会】

2050年カーボンニュートラルに向けた政策動向 40

【業種別動向分析委員会】

2020年度通期決算の概要 46

日本経済の現状と先行き 49

[寄稿]

変革期のサステナブル投資はさらに次の段階へ

NPO法人 日本サステナブル投資フォーラム(JSIF) 会長 荒井 勝 氏 53

[コラム]

コロナ禍の少年スポーツの受難

一般財団法人企業活力研究所 総務部長 上野 悦雄 56

[その他]

研究所便り 57

人的資本経営元年

学習院大学 経済学部経営学科教授／一橋大学名誉教授
(人材研究会 座長)

守島 基博 氏



「人的資本経営」という考え方が注目を浴びている。経済産業省の定義によると、人的資本経営とは、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につながる経営のあり方である。2021年9月に発表された経済産業省のいわゆる「人材版伊藤レポート」*をきっかけに、人的資本経営の重要性はしばしば指摘されるようになってきた。

だが、この考え方は、これまでの人を大切にす経営と何が違うのであろうか。私は、大きく3点が、この考え方の新しさだと考える。

第1は、企業価値を創造し、組織等を成長させるのは、他にもない、人的資本であるという認識に基づいて、人に投資をすることで、企業価値を最大化していこうとする経営戦略を、人的資本経営と呼ぶことである。経営に必要な他の資本（財務資本、製造資本など）に比べて、人的資本の役割を強調する考え方であり、経営戦略そのものの変化である。

第2は、経営戦略と、人事戦略や人材マネジメントのあり方を密接に連動し、戦略目標を実現するために人事を行うという考え方の強調である。人事分野では「戦略人事」と呼ばれてきた内容であり、一定の市民権を得ている考え方である。具体的には、事業戦略に合わせて、人材育成の内容や人事評価基準を考えるなどが挙げられるが、講ずべき内容や施策は、戦略によって異なってくるので、個別の経営戦略に基づいて、人事を考えていく必要がある。

そして第3が、人的投資とそのリターン（効果）を可視化し、投資家など外部ステークホルダーに公開するという側面である。近年ESG投資などの高まりにより、人材価値を高める目的で企業が行っている投資やその成果を、投資家サイドが投資先の選定という観点から重要視しはじめた状況が前提にある。海外では、人的資本に関する情報開示を義務付けている国も見られるほどである。わが国にはそうした規制はなく、人的資本投資の測定はしていても、開示をしている企業はあまり多くはないという調査結果（ある調査**では15%程度）が多い。人事が、投資家の要望等に直接対応する必要が出てきた、ということでもある。

3つに共通するのは、人的資本（人材）とそのマネジメントが、企業経営の枢軸に置かれてきているということだろう。ちょっと前までの、財的資源（カネ）が無ければ経営ができない時代から、人的資本（ヒト）がいないと、企業や団体の経営がなりたたなくなったという時代への変化がその背景にはある。

そして、これは、単に人を大切にす経営とは違う。人は大切な資産だからと温存するのではなく、企業成果や企業価値に結びつく重要な資産として人的資本を位置づけ、経営戦略に合わせて能力開発し、評価し、活用する時代がやってきている。また、私たちが他の資源についてしばしば行ってきたように、枯渇するまで使いつくすということでもない。人的資本の持続可能性も問われるのである。株主も企業の人的資本の確保・活用の仕方に基づいて、投資先を決める時代である。経営も人事も変わらなくてはならない。

2022年を人的資本経営元年にしよう！

* 正確には、『持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書～人材版伊藤レポート』

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kigyo_kachi_kojo/pdf/20200930_1.pdf

** (株)リクルート『人的資本経営と人材マネジメントに関する人事担当調査(2021)第1弾』

https://www.recruit.co.jp/newsroom/pressrelease/2021/1221_9786.html

2021年度(令和3年度) 経営戦略を支える人事部の新たな役割に関する 調査研究(第2年度)

企業活力研究所では、2004年度以降、企業の人事担当者、関係の有識者の皆様にお集まりいただき、また経済産業省の関係部局の方々にもオブザーバーとしてご参加いただき、「人材研究会」を設置しており、人材に関わる様々なテーマで調査研究を行っております。

本年度の人材研究会では、複数年度プロジェクトの第2年度との位置づけで、昨年度から引き続き、守島基博先生(学習院大学 経済学部 経営学科 教授)に座長に御就任いただき、「経営戦略を支える人事部の新たな役割」をテーマに、有識者委員・企業委員からの発表、インタビュー調査、WEBアンケート調査等を実施し、調査研究を進めております。

研究会は、2021年8月31日(火)に第1回を開催し、2022年3月までに合計7回実施し、報告書を取りまとめる予定です。

委員名簿

座長

守島 基博 学習院大学 経済学部 経営学科 教授/一橋大学 名誉教授

委員

石原 直子 (株)リクルートリクルートワークス研究所 主幹研究員/人事研究センター長

蛸原 淳 日産自動車(株) 人事本部 日本人事部 部長

菊岡 大輔 大和ハウス工業(株) 経営管理本部 人事部長

菊川 万友 パナソニック(株) オペレーショナルエクセレンス社
エンプロイーサクセスセンター センター長

佐竹 秀彦 富士通(株) Employee Success本部
Engagement & Growth統括部長

杉山 敦 SCSK(株) 人材開発本部 本部長

須藤 由紀 キヤノン(株) 人材開発部 部長

谷 亘 (株)LIXIL Human Resources部門 総務部 部長

中澤 二郎 (大)高知大学 特任教授

中島 竜介 アステラス製薬(株) 人事開発部 部長

山内 一生 (株)日立製作所 人財統括本部 人事勤労本部
エンプロイーリレーション部 部長

山内 幸治 日本製鉄(株) 人事労政部 部長

オブザーバー

島津 裕紀 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課長

事務局

(一財)企業活力研究所

(株)インターネット総合研究所

(企業・団体名・役職名は当時、氏名五十音順 敬称略)

I. 調査研究の趣旨

1. 企業を取り巻く中長期的な環境変化への対応

企業は、技術革新が、厳しい事業変化を産むという環境の中で、グローバル競争にも対峙し、更なる成長発展をするために、次の課題への対応が必要

 - ①経営戦略として、グローバル化や最新の技術（AI、ICT、DX、新素材等）への対応、事業の再構築
 - ②環境変化に対応し、経営戦略を具現化する戦略的人事施策、組織体制の構築
 - ③従業員の価値観の変化、多様化、エンゲージメントの低下への対応
 - ④COVID-19による短期的変化又は変化加速への対応

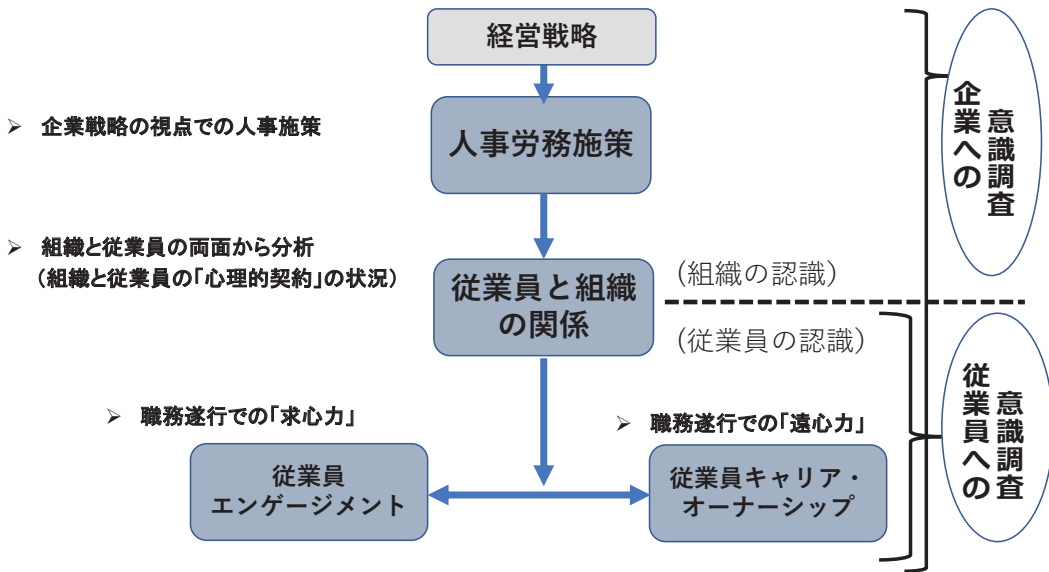
2. 企業の人事部がおかれた現状と問題点
 - ①従来型の人材マネジメント（採用・昇進昇格・人事異動等）の延長上の業務や雇用延長への対応業務が中心となり、戦略的な対応への検討が十分でない
 - ②制度や雇用慣行の縛りで、改革に踏み出しにくい環境である
 - ③従業員のエンゲージメント向上やキャリア自律を促進する取り組みが充分でない



- 人事部の新たな役割への検討視点
- 人事施策の在り方：経営戦略と連動した戦略人事のあり方
 - 従業員と組織の関係（心理的契約）：従業員と組織の利益が一致する組織構築のあり方
 - 従業員エンゲージメント
 - 従業員キャリア・オーナーシップ

II. 調査・分析のフレームワーク

- 経営戦略を支える人事部の果たすべき役割について、今後のあるべき姿の検討を行う。
- COVID-19による人材マネジメント、組織運営への影響の実態を把握する。



Ⅲ. 実態調査・分析の方法

1. 従業員の意識調査

①調査手法：

▶ 従業員に対するWebアンケート調査（600名程度）

✓ 対象者：いわゆる正社員、大企業、ホワイトカラー、大卒・院卒の者

✓ 年齢区分比較（25～34歳、35～49歳、50～60歳）

②分析手法：

▶ アンケート票の集計・統計処理（頻度分析、クロス集計 等）

2. 企業（人事部幹部）への意識調査

①調査手法：

▶ 企業アンケート及びインタビュー等（20社）

✓ 人材研究会企業委員 10社（アンケート+人材研究会での発表もしくは個別インタビュー）

✓ 委員以外の企業 10社（アンケート+個別インタビュー）

②分析手法：

▶ 事業運営の方向性に基づく類型区分を検討

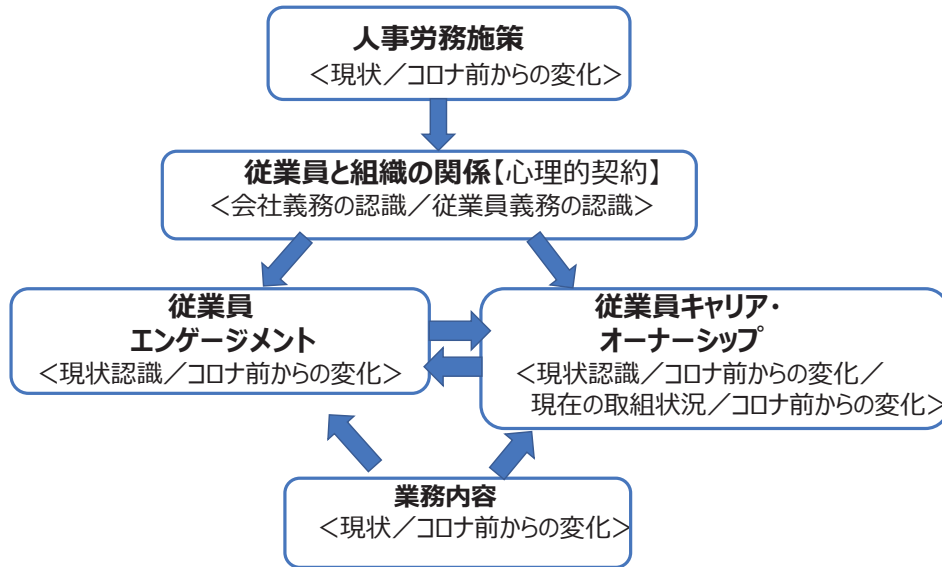
▶ インタビュー結果における主要な方向性の整理

（アンケートは、分析材料とするより、インタビューの指針とするもの）

3. 有識者ヒアリング

Ⅳ. 分析の方針

1. 「従業員の意識調査」の枠組み ※アンケート調査・分析



※ 「➡」は、データのクロス分析による相互関係の分析視点（主要なもの）

【アンケート分析における追加的視点】

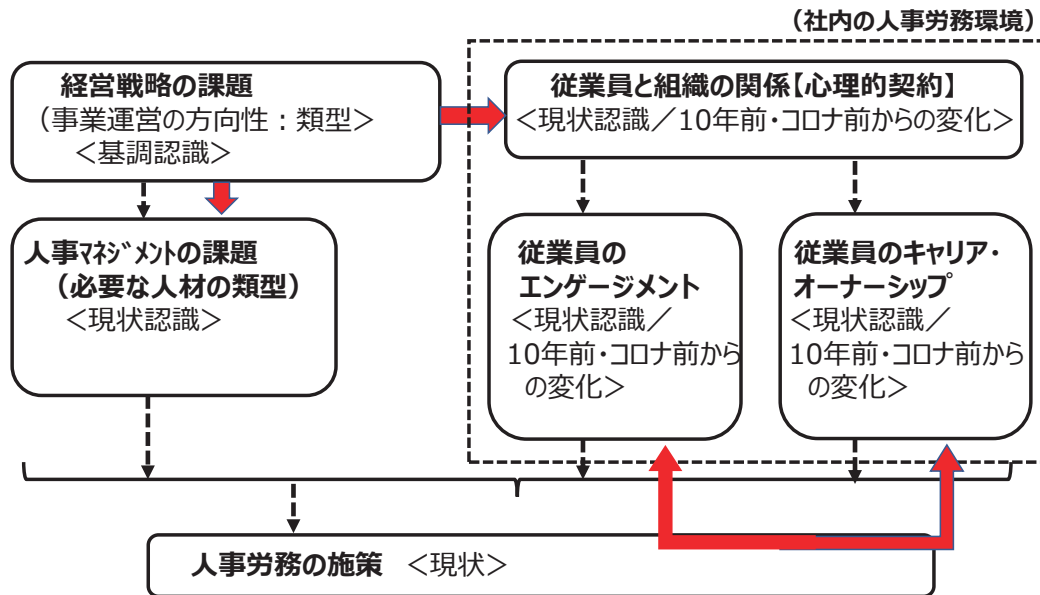
● 従業員の年齢層区分による比較（25～34歳、35～49歳、50～60歳の三分区分比較）

● 2017年度調査(*)との比較（一部の項目につき、同一の設問を設定し、本年度調査の結果と比較する）

(*)「経営革新と『稼ぐ力』の向上に向けた仕事とキャリアの管理に関する調査研究」企業活力研究所人材研究会、2018.5

2. 「企業（人事部幹部）の意識調査」の枠組み

※インタビューの流れ（アンケート分析より、インタビュー集計・分析が中心）



※「**➡**」印は、相互関係の分析・評価の方向（主要事項）

【主な論点】

- 「経営戦略の課題」と「人事マネジメントの課題」の関係
（主に、アンケート／インタビュー結果の集計・評価）
 - 「経営戦略の課題」に対応した「心理的契約」の変化の方向（企業側の認識）
 - 企業（人事部）の意図の浸透状況
 - 従業員との議論の状況
 - 従業員の「エンゲージメント」（求心力）と「キャリア・オーナーシップ」（遠心力）をバランスよく推進する方策・工夫
- （注）2017年度調査では、企業へのアンケートを行っていないため、本件項目に対応する調査結果はない。

3. 「従業員の意識調査」と「企業の意識調査」の相互比較

【想定される主要論点（暫定）】

- 心理的契約、エンゲージメント、キャリア・オーナーシップに関し、現状認識にかかる、一般的な従業員と企業との間の相違の可能性
- 心理的契約、エンゲージメント、キャリア・オーナーシップに関し、コロナ後の変化にかかる、一般的な従業員と企業との間の相違の可能性
- これらの認識の相違が、企業による人事労務施策の効果に与える可能性の検討

V. 開催状況(完全オンライン会議にて開催) (予定を含む)

第1回 2021年8月31日(火) 16:00~18:00
① 委員自己紹介 ② 調査設計説明 ③ 全体討議
第2回 2021年10月22日(金) 10:00~12:00
① 従業員向けアンケート及び企業インタビュー調査について ② 有識者委員(2名)による発表と議論
第3回 2021年11月16日(火) 10:00~12:00
① 研究会参加企業(3社)による発表と議論
第4回 2021年12月3日(金) 15:00~17:30
① 研究会参加企業(4社)による発表と議論
第5回 2022年1月18日(火) 15:00~17:00
① 研究会参加企業(2社)による発表と議論 ② アンケート調査(中間報告)及び企業調査(概要)
第6回 2022年2月18日(金) 10:00~12:00
① 調査報告書骨子案の提示
第7回 2022年3月11日(金) 10:00~12:00
① 調査報告書案の提示

【人材研究会 担当研究員より】

近年、新技術によるビジネスモデルの変化や事業のグローバル化など、企業の経営戦略が大きく変化しています。同時に、従業員の働き方も、ワークライフバランスやダイバーシティ重視の傾向に、新型コロナウイルス蔓延が重なり、加速度的に変化をしています。このような環境の中で、企業が経営戦略を実現するために貢献してもらえる人材を確保するために、企業と従業員をつなぐ人事部の役割は大変重要になっています。

人材研究会では、昨年から「経営戦略を支える人事部の新たな役割」について、調査研究を行っております。今年度は、経営戦略と連動した戦略人事のあり方、従業員と組織の関係、従業員エンゲージメント、従業員キャリア・オーナーシップを検討の視点として、従業員へのWEBアンケート調査、企業ヒアリングや有識者のプレゼンテーションを用いて、委員の皆様と議論を進め、3月(2022年)には、調査結果報告書を取りまとめる予定です。引き続き、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

(主任研究員 石川 真紀)

2021年度(令和3年度) 持続可能な社会における「ビジネスと人権」の あり方についての調査研究

企業活力研究所では、2004年度より、企業メンバー等にご参加いただき、またオブザーバーとして経済産業省にもご参加いただき、「CSR研究会」を設置しており、CSRの諸課題について調査研究を行っております。

本年度のCSR研究会(座長:加賀谷哲之 一橋大学 大学院経営管理研究科 教授)では、「持続可能な社会における『ビジネスと人権』のあり方」をテーマとして調査研究を行うことといたしました。

本調査研究は、2021年10月19日(火)に第1回を開催し、合計6回研究会(2022年3月まで)を実施し議論を行ってまいります。

委員名簿

座長

加賀谷哲之 一橋大学 大学院経営管理研究科 教授

委員

青山 信秀 富士通(株) サステナビリティ推進本部 シニアディレクター
 稲継 明宏 (株)ブリヂストン グローバルサステナビリティ部門長
 金井 圭 損害保険ジャパン(株) サステナビリティ推進部 リーダー
 シッピー 光 ソニーグループ(株) サステナビリティ推進部 シニアゼネラルマネジャー
 新野 宏喜 パナソニック(株) コーポレート戦略・技術部門 CSR・企業市民活動担当室
 CSR企画課 課長
 関崎 陽子 (株)丸井グループ サステナビリティ部 兼 ESG推進部長、
 (株)okos Q-SUI事業部長 兼 VEGAN事業部長
 中尾 洋三 味の素(株) サステナビリティ推進部 社会グループ
 長谷川知子 (一社)日本経済団体連合会 常務理事

畑中 晴雄 花王(株) ESG部門 ESG戦略部 部長
 松井 滋樹 東レ(株) CSR推進室長
 宮田千夏子 ANAホールディングス(株) 執行役員 サステナビリティ推進部長

オブザーバー

前田 翔三 経済産業省 経済産業政策局 企業会計室 室長
 野上 美貴 経済産業省 経済産業政策局 企業会計室 係長
 富田 秀実 ロイドレジスター ジャパン(株) 代表取締役

事務局

(一財)企業活力研究所
 ロイドレジスター ジャパン(株)

(企業・団体名・役職名は当時、氏名五十音順、敬称略)

I. 調査研究の趣旨

2011年、国連人権理事会において、企業活動における人権尊重への国際的な期待の高まりを受け、「ビジネスと人権に関する指導原則」が合意された。この状況の中で、(一財)企業活力研究所CSR研究会では、2012年度及び2018年度に、「ビジネスと人権」に係る調査研究報告書を公表し、提言活動を展開してきた。

この後、2020年初から、新型コロナウイルス感染症の间歇的な蔓延が発生し、特に社会的に脆弱な立場に置かれている人々について、失業者が大量発生するなどにより、経済的に深刻な影響をもたらした。また、人権問題についても負の影響をもたらした。同時期に、Black Lives Matter (BLM) 運動など、人種差別についても大きな問題となっている。加えて、中国の新疆ウイグル自治区等で生産された製品の製造プロセスに人権侵害が疑われるといった問題も、国際的な重大リスクとしてグローバル企業の経営課題に挙がっている。

一方、世界のルール形成の動きをみると、欧州においては、2020年より人権デューディリジェンス義務化の議論が活発化しており、法制化も進んできている。米国では、バイデン政権は、強制労働に基づく製品の輸入を認めず、企業の説明責任を高めるといふ、人権を重視する姿勢を明確にしている。日本では、2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画(NAP)」を公表したところであり、また上記の欧州や米国の動きが、今後の日本に一層の影響を及ぼすと思われる。

企業活動の面からみると、サプライチェーン内の強制労働や児童労働などについては、従来から「ビジネスと人権」に関わる重要な問題であったところである。しかし、人権尊重が全世界で更に重視される今日の潮流の中、企業は人権等について影響の特定・予防・軽減を行うとともに開示すること、所謂「人権デューディリジェンス」を実施していくことが、今まで以上に重要となってくると考えられる。企業が社会の価値の毀損を未然に防ぎ、更には主体的に「ビジネスと人権」に取り組んでいくことが、企業の価値の向上に大きくつながっていくと考えられるからである。

しかしながら、「ビジネスと人権」という課題は、かなり抽象的な面を有しており、企業活動の観点から見て、どの範囲につき、また、どのレベルについて、対応が求められるのかという点に関して、その具体的な指標等は、必ずしも十分には示されてきていないと思われる。「ビジネスと人権」については、対応すべき内容が、場所・時間によって変化する側面があると考えられるため、それは止むを得ない点もあると思われる。しかし、具体的な課題に関する何らかの参考情報やそれへの対応方法のヒントに関する情報があれば、多くの企業において、今後の取り組みを一層、進めやすくなるのではないかと考えられる。

そこで、2021年度のCSR研究会においては、「持続可能な社会における『ビジネスと人権』のあり方」に関し、まず世界のルール形成等の現状について情報を整理するとともに、先進的企業が直面している実際の運用上の課題やそれへの対応状況等についての調査研究を行い、併せて今後に向けての示唆を検討することとする。

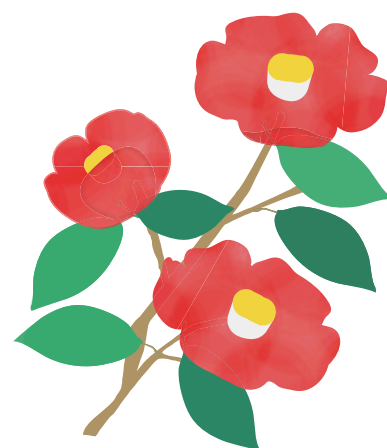
Ⅱ. 調査研究の手法

(1) 調査実施方針

持続可能な社会における「ビジネスと人権」のあり方について、主要企業に対するヒアリング調査を行うとともに、個別分野に係る専門家の見解の聴取、訴訟・判決等の状況の調査を行い、その上で委員間での議論のうえ、報告書を取りまとめることとします。

(2) 調査方法

- 1) 諸外国(特に欧州)の「ビジネスと人権」に係るルール形成・規制等の状況
 - ①一般的な状況
 - ②訴訟・判決等の状況
- 2) 投資コミュニティやNGO等のステークホルダーにおける「ビジネスと人権」に係る動向
 - ③一般的な状況
- 3) 海外先進企業の「ビジネスと人権」に係る対応状況
 - ④社内・社外管理、具体的課題への対応の状況等
- 4) 日本企業の「ビジネスと人権」に係る対応状況
 - ⑤社内・社外管理、具体的課題への対応の状況等
 - ⑥社内・社外評価・監理の手法
- 5) 今後の方向性・展望
 - ⑦今後の動向等に関する予測、展望等



Ⅲ. 開催状況（予定を含む）

第1回 2021年10月19日(火) 15:00~17:00	
① 研究会の趣旨説明 ② 企業委員による各企業の問題意識についての報告・討議	
第2回 2021年11月19日(金) 15:00~17:00	
① 有識者・専門家等とのディスカッション	
・(一社)環境金融研究機構(RIEF) 代表理事	藤井良広氏
・NPO法人日本サステナブル投資フォーラム 会長	荒井勝氏
・損害保険ジャパン(株) サステナビリティ推進部 シニアアドバイザー、 明治大学 経営学部 特任教授	関正雄氏
・(一財)日本民間公益活動連携機構 事務局長、 立教大学大学院 21世紀社会 デザイン研究科 客員教授	鈴木均氏
・(株)日本総合研究所 常務理事	足達英一郎氏
・EY新日本有限責任監査法人 Japan CCaSSリーダー 気候変動・ サステナビリティサービス(CCaSS) プリンシパル	牛島慶一氏
第3回 2021年12月14日(火) 15:00~17:00	
① 専門家による講演	
・JETROアジア経済研究所 新領域研究センター 法・ 制度研究グループ長	山田美和氏
「企業価値を高めるための『ビジネスと人権』」	
・真和総合法律事務所 パートナー 弁護士	高橋大祐氏
「ビジネスと人権に関する規制・訴訟等の動向と対応」	
第4回 2022年1月25日(火) 15:00~17:00	
① 投資家による講演	
・りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長	松原稔氏
「『ビジネスと人権』に関する投資家の視点と企業への期待」	
② 「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート」調査結果概要説明	
・経済産業省 通商政策局 通商戦略室 /大臣官房ビジネス・人権政策調整室 室長補佐	飯野拓馬氏
③ 調査報告・CSR研究会(2021年度)調査研究報告書構成案(事務局)	
第5回 2022年2月18日(金) 15:00~17:00	
① CSR研究会(2021年度)調査研究報告書案(事務局)	
第6回 2022年3月22日(火)※予定 15:00~17:00	
① CSR研究会(2021年度)調査研究報告書最終案(事務局)	

【CSR研究会 担当研究員より】

弊所CSR研究会では2018年度に「ビジネスと人権」に関する調査を実施致しました。そこから約3年の間には、Black Lives Matter (BLM) の人種差別抗議運動、中国の新疆ウイグル自治区等の問題、新型コロナウイルス感染症における格差や貧困問題等様々な人権に係るグローバルな問題が発生致しました。また日本国内でも技能実習生を中心とした外国人雇用に係る問題、社会的弱者に対する差別等、根深い問題が見受けられる状況となっております。

国際的には、欧州を中心として人権に関わる法制化・ルール化の急速な進展があり、グローバル企業にとって避けては通れない局面となっております。日本においても、「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」が2020年10月に、2021年11月には経済産業省・外務省による「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査結果」が公表されました。日本企業において、今後「ビジネスと人権」に関する取り組みを加速させることが期待されております。

このように「ビジネスと人権」は、世界全体で喫緊の課題となっておりますが、特にグローバルに事業展開する企業にとっては、バリューチェーンを中心として、影響の及ぶ範囲も広がり、深く、複雑化しており、ステークホルダーの期待は膨らむなかで、大変苦慮しながら取り組まれている企業が殆どかと認識しております。

本研究会・調査研究において、日本企業にとって少しでも「ビジネスと人権」の取り組みの参考となるような報告書を作成し、ライツホルダーの人権侵害の軽減に繋がるよう尽力してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、次号の会報誌にてご紹介させていただきます。今後ともどうぞ直しく御願い申し上げます。

(主任研究員 小西 広晃)

2021年度(令和3年度) 製造業のDXを阻む壁の乗り越え方 に関する調査研究

企業活力研究所では、関連分野の有識者等にお集りいただき、「ものづくり競争力研究会」を運営しており、過去数年にわたって、IoTやAIをはじめとするデジタル技術の活用が、今後の製造業の企業成長に必要な方向性であると発信してきました。昨年度も「中堅・中小製造業のDX」をキーワードに報告書を取りまとめたところです。

2021年度のものづくり競争力研究会(座長:小川 紘一 東京大学 未来ビジョン研究センター 客員研究員)では、昨年度までの流れも引き継ぎつつ、改めて「DX」をキーワードに据えて「製造業のDXを阻む壁の乗り越え方」をテーマに調査研究を実施することといたしました。

また、今回は、複数年度にまたがるプロジェクトの1年目との位置づけで、まずは小川座長はじめ10名の委員の皆様にご発表をいただき、そのうえでDXを阻む壁やその乗り越え方に関する論点の整理を進めております。研究会は2021年9月21日(火)の第1回開催以降、残すところあと2回となりましたが、製造業の皆様の実態に即した、より精緻な論点整理に向けて、さらなる検討を進めてまいりたいと思います。



小川座長



研究会の様子

委員名簿

座長

小川 紘一 東京大学 未来ビジョン研究センター 客員研究員

委員

池田 拓史 AWSジャパン(株) プロフェッショナルサービス本部
データアナリティクスコンサルタント

市川 芳明 多摩大学 ルール形成戦略研究所 客員教授

尾木 蔵人 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) コンサルティング事業本部
国際業務推進本部 国際アドバイザー事業部 副部長

白坂 成功 慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 教授

高梨千賀子 東洋大学 経営学部 経営学科 教授

立本 博文 筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授

中村 公弘 東芝デジタルソリューションズ(株) IoT技師長

西岡 靖之 法政大学 デザイン工学部 システムデザイン学科 教授
三神万里子 ジャーナリスト

オブザーバー

伊奈 友子 経済産業省 製造産業局 製造産業戦略企画室長(併)ものづくり政策審議室長
松高 大喜 経済産業省 製造産業局 製造産業戦略企画室 ものづくり政策審議室 課長補佐
築瀬 創一 経済産業省 製造産業局 ものづくり政策審議室 調査員

事務局

(一財)企業活力研究所
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

(企業名・団体名・役職名は当時、氏名50音順、敬称略)

I. 調査研究の趣旨

デジタル時代が到来し、DXの重要性が広く認識されるようになってからすでに数年以上が経過しています。さらに、2019年末以降、世界各地で猛威を振るい続けているCOVID-19のパンデミックは、企業に非対面・非接触の事業活動を半ば強制しており、結果として、事業活動における価値創出の中心がサイバー空間に移行する動きをますます加速させています。今やDXは全ての企業が早急に取り組まなければならない最重要の経営課題となっています。

しかし、こうしたDXの必要性・緊急性の高まりにも関わらず、我が国製造業の多くは、依然としてDXに向けた取り組みをうまく推進できていないというのが実態であると考えられます。そこで、今年度のもづくり競争力研究会では、製造業の（1）DX推進を阻んでいる壁を整理したうえで、（2）その課題解決の方策を検討することとしました。

（1）DX推進を阻んでいる壁の整理

DX推進を阻んでいる壁はその進捗段階ごとに多岐に及ぶと考えられますが、本調査研究ではそれらを網羅的にまとめるのではなく、まず最優先で取り組まなければならないにもかかわらず、なかなか解決が難しい厄介な課題をピンポイントで見つけ出し、それらの整理を行うことを予定しています。なお、研究会第1回開催時点では、これまでの調査研究で得られた知見などを踏まえ、暫定的に以下の3つの課題を挙げました。

- ① DXに向けた取り組みのビジョンやゴール、方法等が理解されていないこと
- ② 主に技術的な要因により、データをつなぐ仕組みが構築されていないこと
- ③ データを企業外に出すことの弊害を解消するための方法が不明瞭であること

（2）課題解決の方策の検討

以上3点は業種を問わず多くの企業や産業がDXを推進する際に最初に直面するだろう課題ですが、特に製造業の場合は、他業種と比較しても「DXに向けた取り組みの理解を浸透・定着させるべきステークホルダー」や「つなぐべきデータ」の数が多く種類も様々であるため、①②③の課題を解決するのが特に難しく、それゆえにDX推進がうまくいかないのではないかと考えています。

本調査研究では、こうした課題の解決に向けて各企業が取るべき具体的な方策を明らかにしたうえで、「企業向けの提言」を行うことを目指します。また、これらの課題解決のためには産業全体で事業環境を整備していくことも必要だと考えられるため、「産業全体に向けた提言」も合わせて取りまとめることとしています。

II. 調査研究の手法

本調査研究は2年計画で実施する予定ですが、まず1年目（2021年度）は、以下の手法で調査研究を進めることとしています。

- （ア） 上記3つの課題に関する座長・委員からのプレゼンテーション
- （イ） 上記3つの課題に関する外部有識者・企業へのヒアリング
- （ウ） （ア）（イ）を踏まえて課題を再整理し、課題解決の方策の試案を提示（＝論点整理案）

Ⅲ. 開催状況（予定を含む）

<p>第1回 2021年9月21日(火) 15:00～17:00</p> <p>① 今年度調査研究の概要・方針の説明 ② 座長による発表と議論 東京大学 未来ビジョン研究センター 客員研究員 小川紘一氏 「製造業のDXに向けた問題提起—製造業のDXを阻む壁を乗り越えるために—」</p>
<p>第2回 2021年10月29日(金) 15:00～17:00</p> <p>① 有識者委員(2名)による発表と議論</p>
<p>第3回 2021年11月12日(金) 15:00～17:00</p> <p>① 有識者委員(2名)による発表と議論</p>
<p>第4回 2021年12月13日(月) 15:00～17:30</p> <p>① 有識者委員(3名)による発表と議論</p>
<p>第5回 2022年1月20日(木) 15:00～17:00</p> <p>① 有識者委員(1名)による発表と議論 ② 今年度論点整理案の提示および審議</p>
<p>第6回 2022年2月21日(月) 15:00～17:00 予定</p> <p>① ゲスト講演者による発表と議論 株式会社INDUSTRIAL-X 代表取締役 八子知礼氏 ② 今年度論点整理案の提示および審議</p>
<p>第7回 2022年3月15日(火) 15:00～17:00 予定</p> <p>① 今年度論点整理の取りまとめ</p>

(企業・団体名、役職名はご講演当時)

【ものづくり競争力研究会 担当研究員より】

古今東西、数多くの偉人たちが様々な名言を残しています。たとえば、17世紀のフランスの哲学者であるデカルトは「我思う、ゆえに我あり」という言葉で特に有名だと思います。ただ、デカルトの残した言葉はその他にも数多くあり、そのうちの1つに「困難は分割せよ」という言葉があります。

今年度のものづくり競争力研究会では、この「困難は分割せよ」という言葉を強く意識しながら調査研究テーマ（「製造業のDXを阻む壁の乗り越え方に関する調査研究」）を設定しました。というのも、DXとは、ビジネスモデルや組織・体制、さらには企業文化に至るまでありとあらゆる観点から企業に変革を迫る概念であり、すぐには解決できない非常に困難な経営目標であるからです。特に日本の製造業は、過去数十年間にわたって「リアルな現場」で働く人々による「ものづくり」の力で世界トップレベルの付加価値を生み出してきた産業です。そういった産業に「これからは『サイバー空間』で『データ』を活用して新しい価値を生み出す時代だ」というDXの考え方を急に導入したとしても、今までとのギャップが大きすぎてかえって混乱の元になっていると考えました。

そこで、DXという最終的な経営目標を一足飛びに示すのではなく、できる限り具体的で小さな問題へと分割することをまずは念頭に置いて調査研究を開始することにしました。そのうえで1つ1つの問題を乗り越えるための解決策を示すことができれば、現在DXに向けて試行錯誤を繰り返している製造業の皆様には有益な情報提供ができるのではないかと考えています。

今回は、複数年度にまたがる調査研究を予定しており、1年目はまさにデカルトの言葉通り「DXという困難を分割すること」を目指して、小川座長をはじめ委員の皆様とともに論点を整理しているところです。論点整理の詳細につきましては今年度中に取りまとめを行い、本誌次号にてご紹介させていただきます。

（主任研究員 福本 泰起）

コーポレートガバナンス・コードの 主要な改正点について

2021年7月16日(金)の企業法制委員会では、一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長の小畑良晴委員より「コーポレートガバナンス・コードの主要な改正点」についてのご説明がありました。

大野顕司委員長(住友化学株式会社 常務執行役員)の司会により進められ、ご説明後、参加者を交えて活発な意見交換が行われました。(オンラインにて開催)

ご出席者名簿

委員長

大野 顕司 住友化学(株) 常務執行役員

経済産業省

安藤 元太 経済産業政策局 産業組織課 課長
栗原 涼介 経済産業政策局 産業組織課 次席補佐
石塚 誠人 経済産業政策局 産業組織課 係長
佐々木萌音 経済産業政策局 産業組織課 係員

委員

志々目隆則 ENEOSホールディングス(株) 法務部長
山下 淳二 (株)神戸製鋼所 法務部長
野間 豊史 SOMPOホールディングス(株) 法務部長
佐成 実 東京ガス(株) 参与
山本 芳郎 東レ(株) 執行役員 法務・コンプライアンス部門長

東 智太郎 日産自動車(株) 法務室 日本事業グループ 担当部長
小畑 良晴 (一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長
佐々木英靖 パナソニック(株) 法務コンプライアンス本部 法務部 部長
小椋 和朗 三菱重工業(株) 総務法務部長

委員代理

渡辺 雅紀 アステラス製薬(株) 課長代理
武田 真一 四国電力(株) 総務部 株式・文書グループリーダー
久野 雄大 中部電力(株) 経営管理本部 法務グループ スタッフ副長
木村 達彦 東北電力(株) 総務部法務室(株式) 副長
小熊 武彦 日本製鉄(株) 法務部 国内法務室 国内法務第一課 課長
丹羽 正典 富士通(株) 関連事業本部 理事 関連事業本部長
川勝 慶之 三井化学(株) 総務・法務部 法務グループ 商事法務チームリーダー
小坂 展生 三菱商事(株) 法務部 コーポレート法務チームリーダー

(役職名は当時、企業・団体名五十音順 敬称略)

コーポレートガバナンス・コードの主要な改正点について

1.改正の全体像（改訂された項目は全16項目）

(1) プライム市場向け（6項目）

2022年4月4日以降の適用

→3月決算会社は2022年6月の定時株主総会后遅滞なく提出

(12月決算会社は2023年3月の定時株主総会后遅滞なく提出)

補充原則1-2④	議決権電子行使プラットフォーム
補充原則3-1②	英文開示
補充原則3-13（新設）	TCFD
原 則4-8	独立社外取締役3分の1以上
補充原則4-8③（新設）	支配株主を有する上場会社の独立社外取締役過半数
補充原則4-10①	各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役を基本とする

(2) ガバナンス報告書での開示が求められる事項（14項目（新設3項目、改訂1項目））

原 則1-4	政策保有株式
原 則1-7	関連当事者間取引を行う場合の手続
補充原則2-4①（新設）	女性・外国人・中途採用者の登用等、多様性の確保
原 則2-6	企業年金の積立金の運用
原 則3-1	経営戦略、取締役の報酬、経営幹部の選解任・指名の説明等
補充原則3-1③（新設）	サステナビリティ、人的資本への投資、TCFD
補充原則4-1①	経営陣に対する委任の範囲の概要
原 則4-9	独立社外取締役の独立性判断基準
補充原則4-10①（新設）	各委員会の構成の独立性に関する考え方・権限・役割等
補充原則4-11①（改訂）	スキル・マトリックス等
補充原則4-11②	取締役・監査役の兼任状況
補充原則4-11③	取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要
補充原則4-14②	取締役・監査役に対するトレーニングの方針
原 則5-1	株主との建設的対話を促進するための体制整備等の方針

2.主要な改正点（赤字はプライム市場向け）

補充原則1-2④

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

基本原則2 考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。

また、「持続可能な開発目標」（SDGs）が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスク

フォース（TCFD）への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要であるこれらに含めることも考えられる。

補充原則 2-3①

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は、重要なリスク管理リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

補充原則 2-4①

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

<p>252</p>	<p>多様性の確保のあり方は、業種・業態・経営環境等によって様々であることから、多様性確保の目的や必要性を明確化するとともに、目標の開示方法についても、数値目標等を前提とした形式的・画一的な内容ではなく、中長期的な企業価値向上の観点から各社が実状に応じて必要と判断する内容を示すことを可能とすべきである（注）。（注）例えば、以下のような記載でも対応可能とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の数値を示し、将来的に〇%、あるいは、〇人程度まで拡充する予定。 ・現状の数値を示し、現状より増加させる予定、あるいは、現状を維持する予定。（定性的な記載方法） ・女性の管理職登用は、〇%を目標としている。中途採用者は現状の〇%を増加させていく。外国人の登用については、当社の事業が国内中心であるという特性に鑑みて、測定可能な目標は示さない。（目標を示さない理由を開示する方法） 	<p>※補充原則2-4①では、「自主的かつ測定可能な目標を示す」とされており、特定の数値を用いた目標のほか、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・程度という表現やレンジ（範囲）を用いてお示しいただく形 ・現状の数値を示した上で「現状を維持」「現状より増加させる」といった目標をお示しいただく形は「測定可能な目標」に含まれると考えられます。 <p>また、努力目標としてお示しいただく形、なども「測定可能な目標」に含まれると考えられます。</p> <p>※「女性」「外国人」「中途採用者」の管理職への登用について、「自主的かつ測定可能な目標」を示さない項目がある場合には、その旨及びその理由を示すことが求められますので「中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方」としてガバナンス報告書上で示してください。</p>
------------	---	--

補充原則3-1②

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

527	「プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである」とあるが、「開示書類のうち必要とされる情報」は上場会社各社が自ら検討するとの理解でよいか。具体的なイメージがあればご教示いただきたい。	※英文での開示・提供の対象となる開示書類のうち必要な情報の範囲及び開示の時期については、プライム市場がグローバルな機関投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場区分と位置付けられていることを念頭に置き、そうした対話に資する
528	補充原則3-1②について、決算短信、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書、ガバナンス報告書等のうち、上場会社の判断によっていずれかの書類の一部を英訳することでコンプライとなるか。和文での開示と英文での開示は同時である必要はないと考えてよいか。	情報開示となるよう、各社において、投資家のニーズ等も踏まえつつ適切に判断がされることが期待されます。

補充原則3-1③

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等と与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

(参考) 7か国財務大臣・中央銀行総裁声明(仮訳) (2021年6月5日)

我々は、一貫した、市場参加者の意思決定に有用な情報を提供し、かつ、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組に基づく、義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する。…(中略)…我々は、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、TCFDの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、これらの主体と幅広いステークホルダーを緊密に巻き込んでベストプラクティスを形成するとともに収斂を加速させて、このベースラインとなる基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。我々は、COP26までの国際サステナビリティ基準審議会の設立につながる最終提案に関する更なる協議を慫慂する。

基本原則4 考え方

そして、支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる。

補充原則4-2②

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関連系・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも3分の1以上過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

<p>84 わが国企業のガバナンス改革や人材育成は着実に進展してきたものの、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するような資質を十分に備えた者（原則4-8）、他社での経営経験を有する者（補充原則4-11①）を上場企業が一齐に、独立社外取締役として選任するためには、人材プールやパイプラインの育成が未だ十分ではない。</p> <p>特に、プライム市場上場会社についてはこのような独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきとされ、2022年4月以降の株主総会において新たな独立社外取締役の選任が一齐に行われることとなるが、適切な人選がそれまでに間に合わないことも考えられる。その場合、例えば、2023年の総会において〇人の独立社外取締役を選任予定といった記載を行えば、コード改訂の趣旨は十分満たされると考えられるため、このような対応の可能性について示されることを希望する。</p> <p>また、「他社での経営経験を有する者」として、例えばメインバンクなどの金融機関関係者も有力な候補者となると考えられるが、現状、東証の独立性基準の判断において「主要な取引先」として「いわゆるメインバンクなどが考えられる」とされていること、また、議決権行使助言会社が一律的に「金融機関出身者」を否定していることなどから、独立社外取締役の候補の幅が狭くなっている。東証や議決権行使助言会社の基準を見直しの上、柔軟性を確保して、実質的な判断を行うべきである。</p>	<p>※なお、原則4-8におけるプライム上場会社向けの内容については、2022年4月4日以降に最初に開催される定時株主総会終了後の更新にあたって、提出時点で当該原則が求める独立社外取締役の選任等がされていなくとも、次の定時株主総会時に選定を予定しているなど今後の選任方針が確定している場合には、独立社外取締役の選任予定人数や選任予定時期を含むその具体的な内容につき、本欄に代えて「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 ■3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」欄に記載することも可能です。</p> <p>※補充原則4-11①の「他社での経営経験を有する者」については、各社における適切な判断に委ねられています。また、独立性基準に関しては、これまで、メインバンクに該当する銀行であっても必ず「主要な取引先」に該当するわけではない旨をお示ししているところですが、ご指摘を踏まえ、「会社情報適時開示ガイドブック」第3編の【独立役員確保に係る実務上の留意事項】において、一部取扱いの明確化をいたします。</p>
--	---

補充原則4-8③

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

427	<p>補充原則4-8③の「独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会」については、独立性を有する者「のみ」で構成する必要は必ずしもなく、構成員の半数以上が独立性を有する者であれば足りるという理解でよいか、明らかにされたい（特別委員会において実効性のある審議・検討を行うためには、事業内容に精通している企業側の委員により事案の内容等について正確かつ確かな説明がなされ、その意見が反映されるような仕組みになっているべきであり、企業側の委員も選任できるよう、「構成員の半数以上が独立性を有する者であれば足りる」と解すべきである）。</p>	<p>※補充原則4-8③の特別委員会については、その全員が支配株主から独立性を有する者であることが必要となります。</p>
429	<p>補充原則4-8③にいう特別委員会に社外取締役ではない取締役や社外監査役ではない監査役を含んでいたとしても、コンプライしていることになるか。独立性を有する者「のみ」で構成しなければコンプライとはならないか。特別委員会は、「支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為」がある場合に必要に応じて招集することで足りるか。</p>	<p>※特別委員会の構成員に関しては、「独立社外取締役を含む独立性を有する者」で構成された委員会、としております。全員が独立社外取締役であることを要するものではございませんが、全員が支配株主からの「独立性を有する者」であることを要するものです。その具体的な構成については、各社において、個別の事情等をも踏まえつつ適切にご判断をいただくことが期待されます。</p>
438	<p>補充原則4-8③について、少数株主保護の観点から、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会には、社外監査役を含めるべきである。</p>	<p>※なお、補充原則4-8③に従い、独立性を有する者で構成される特別委員会を設置する場合に、独立社外監査役をその構成員に含めることは許容されていると考えられます。</p>

補充原則4-10①

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した指名委員会・報酬諮問委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

170	改訂前の本コードにあった「任意の指名委員会・報酬委員会」について、改訂案では「任意」の文言が削除されたが、これは、法定の、指名委員会等設置会社における「指名委員会」「報酬委員会」と同様の機能を有する必要があるという趣旨ではなく、これまでどおり、過半数を独立社外取締役とするといった要件の他は任意に機関設計可能であると考えて良いか。	※指名委員会・報酬委員会の権限・役割等どのように設定するかについては、各上場会社の適切な判断に委ねられているものと考えます。
175	補充原則4-10①について「プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし」で、「基本とし」としているのは、過半数に達していなくてもそれに近い人数・比率であればコンプライと考えると差し支えないということか。	※補充原則4-10①の「構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本」とするについては、独立社外取締役が過半数の場合のみに必ずしも限られず、各上場会社において、必要と考える独立性が確保されているかという観点から、適切に判断することが期待されます。 ※また、各社の置かれた状況に応じて、社外監査役を委員会の構成員に含める場合もあり得るものと考えられます。

補充原則4-11①

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

96	「スキル・マトリックス」等は、「経営環境や事業特性等に応じた適切な形」での取締役の組み合わせを示す一つの選択肢と理解すればよいか。すなわち、「経営環境や事業特性等に応じた適切な形」を別の方法での開示を行うことも考えられるという理解でよいか。「スキル・マトリックス」が例示の一つであることを確認したい。	※補充原則4-11①における、いわゆるスキル・マトリックスは、「経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせ」を開示するための方法の1つとして掲げています。スキル・マトリックス以外の方法によっても、本コードの趣旨に照らしてより分かりやすい開示が考えられる場合には、スキル・マトリックス以外の方法による開示を行うことも想定されています。 ※なお、取締役会は、単に各「取締役の有するスキル等」を開示するのみならず、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、これを含む多様性及び規模等に関する考え方と併せて開示することが求められます。
----	--	---

補充原則4-13③

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供

するための工夫を行うべきである。

【原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

補充原則5-2①

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

投資家と企業の対話ガイドラインの主要な改正点

1. 経営環境の変化に対応した経営判断

1-3. ESGやSDGsに対する社会的要請・関心の高まりやデジタルトランスフォーメーションの進展(注3)、サイバーセキュリティ対応の必要性、サプライチェーン全体での公正・適正な取引や国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応の必要性等の事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているか。また、例えば、取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置するなど、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みを整備しているか。

(注3) カーボンニュートラルの実現へ向けた技術革新やデジタルトランスフォーメーション等を主導するに当たっては、最高技術責任者（CTO）の設置等の経営陣の体制整備が重要との指摘があった。

2. 投資戦略・財務管理の方針

2-1. 保有する資源を有効活用し、中長期的に資本コストに見合うリターンを上げる観点から、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた設備投資・研究開発投資・人件費も含めた人的資本への投資人材投資等が、戦略的・計画的に行われているか。

3. CEOの選解任・取締役会の機能発揮等

【独立社外取締役の選任・機能発揮】

3-8. 独立社外取締役として、適切な資質を有する者取締役会全体として適切なスキル 等が備えられるよう、必要な資質を有する独立社外取締役が、十分な人数選任されているか。必要に応じて独立社外取締役を取締役会議長に選任することなども含め、取締役会が経営に対する監督の実効性を確保しているか。

また、独立社外取締役は、資本効率などの財務に関する知識や関係法令等の理解など、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に実効的に寄与していくために必要な知見を備えているか。

【監査役の選任・機能発揮及び監査の信頼性の確保・実効性のあるリスク管理の在り方】

3-10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が、監査役会の同意をはじめとする適切な手続を経て選任されているか。

3-11. 監査役は、業務監査を適切に行うとともに、監査上の主要な検討事項の検討プロセスにおける外部会計監査人との協議を含め、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。 監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

3-12. 内部通報制度の運用の実効性を確保するため、内部通報に係る体制・運用実績について開示・説明する際には、分かりやすいものとなっているか。

4.政策保有株式ガバナンス上の個別課題

(1) 株主総会の在り方

4-1-1. 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案に関して、株主と対話をする際には、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析結果、対応の検討結果が、可能な範囲で分かりやすく説明されているか。

4-1-2. 株主総会の招集通知に記載する情報を、内容の確定後速やかにTDnet及び自社のウェブサイト等で公表するなど、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるような情報開示に努めているか。

4-1-3. 株主総会が株主との建設的な対話の場であることを意識し、例えば、有価証券報告書を株主総会開催日の前に提出するなど、株主との建設的な対話の充実に向けた取組みの検討を行っているか。また、不測の事態が生じても株主へ正確に情報提供しつつ、決算・監査のための時間的余裕を確保できるよう、株主総会関連の日程の適切な設定を含め、株主総会の在り方について検討を行っているか。

4-1-4. 株主の出席・参加機会の確保等の観点からバーチャル方式により株主総会を開催する場合には、株主の利益の確保に配慮し、その運営に当たり透明性・公正性が確保されるよう、適切な対応を行っているか。

(2) 政策保有株式

4-2-1. 政策保有株式5について、それぞれの銘柄の保有目的や、保有銘柄の異動を含む保有状況が、分かりやすく説明されているか。個別銘柄の保有の適否について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会において検証を行った上、適切な意思決定が行われているか。特に、保有効果の検証が、例えば、独立社外取締役の実効的な関与等により、株主共同の利益の視点を十分に踏まえたものになっているか。

そうした検証の内容について検証の手法も含め具体的に分かりやすく開示・説明されているか。

(4) 株主と企業の対話の充実

4-4-1. 株主との面談の対応者について、株主の希望と面談の主な関心事項に対応できるよう、例えば、「筆頭独立社外取締役」の設置など、適切に取組みを行っているか。

「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」中間整理報告書について

2021年9月15日(水)の企業法制委員会では、経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室 杉原光俊室長より「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」中間整理報告書についてのご説明がありました。

大野顕司委員長(住友化学株式会社 常務執行役員)の司会により進められ、ご説明後、参加者を交えて活発な意見交換が行われました。(オンラインにて開催)

ご出席者名簿

委員長

大野 顕司 住友化学(株) 常務執行役員

経済産業省

安藤 元太 経済産業政策局 産業組織課 課長
 藤田 拓志 経済産業政策局 産業組織課 総括係長
 佐々木 萌音 経済産業政策局 産業組織課 総括係員
 杉原 光俊 経済産業政策局 競争環境整備室 室長
 関野 拓哉 経済産業政策局 競争環境整備室 総括係長
 松元 駿 経済産業政策局 競争環境整備室 総括係員
 野添 美希 経済産業政策局 競争環境整備室 調査員

委員

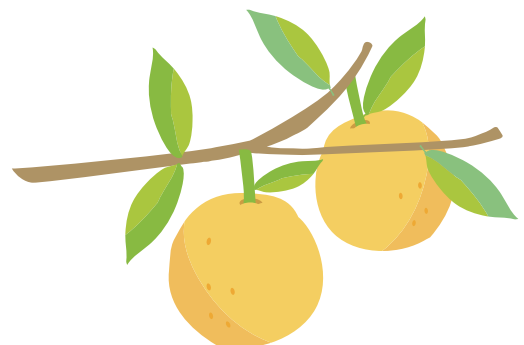
野崎 郷 アステラス製薬(株) 法務部長
 田井中 伸介 キヤノン(株) 執行役員 法務統括センター 所長
 佐成 実 東京ガス(株) 参与
 山本 芳郎 東レ(株) 執行役員 法務・コンプライアンス部門長

東 智太郎 日産自動車(株) 法務室 日本事業グループ 担当部長
 小畑 良晴 (一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長
 前田 光俊 三井化学(株) 総務・法務部 部長

委員代理

清水 義久 ENEOSホールディングス(株) 法務部 法務1グループマネージャー
 (株)神戸製鋼所 法務部 担当部長
 湯澤 啓介 四国電力(株) 総務部 法務グループリーダー
 小川 竜司 損害保険ジャパン(株) 法務・コンプライアンス部法務グループ 課長代理
 大峰健太郎 中部電力(株) 経営管理本部 法務グループ 副長
 紀藤 真宏 東北電力(株) ビジネスサポート本部 総務部法務室(法務) 課長
 吉田 暁博 日本製鉄(株) 知的財産部 知的財産法務室 知財法務第二課 主幹
 本間 久遠 (株)日立製作所 システム&サービスビジネス統轄本部 法務部 部長代理
 大津 由香 富士通(株) 法務・知財・内部統制推進本部 知財グローバルヘッドオフィス 統括部長
 飛鳥 隆史 三菱重工業(株) 総務法務部 法務第四グループ 主席部員
 小林 一郎 三菱商事(株) 法務部 部長代行

(役職名は当時、企業・団体名五十音順 敬称略)



「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」中間整理報告書について

1. 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会について

研究会及び中間整理報告書の位置付け

研究会について

- 近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許（S E P：Standard-Essential Patent）のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。
- 特に、あらゆる製品（モノ）がコンピュータとなり、取得・共有された情報（データ）を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間でのS E Pのライセンス取引が増加していく見込みである。このため、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。
- このような状況を踏まえ、経済産業省競争環境整備室／知的財産政策室では、「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」を開催し、本分野の有識者や産業界の参画の下、S E Pのライセンス交渉を巡る国際的な情勢を整理するとともに、我が国として望ましい対応策の検討を行った。

中間整理報告書について

- 上記研究会における検討結果を中間的に整理し、今後更なる検討を進める上での方向性を示したものである。

（注）本報告書内における「委員・産業界からのご意見」は、上記研究会の出席者のご意見を記載したものであり、経済産業省の政策的立場や見解を示すものではない。

（参考）標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会

□ 開催実績（令和3年7月時点）

第1回	令和3年3月12日	標準必須特許ライセンス紛争を巡る状況について
第2回	令和3年3月25日	前回会合の振り返り、標準必須特許のライセンス交渉過程について
第3回	令和3年4月9日	前回会合までの振り返り、我が国情報産業の基盤強化に向けた取組について、標準必須特許のライセンスに関するその他の検討事項について
第4回	令和3年5月24日	標準必須特許のライセンス交渉過程について、標準必須特許のライセンスに関するその他の検討事項について
第5回	令和3年7月12日	中間整理について

□ 委員

林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授（座長）
平塚 三好	東京理科大学理学部 教授
平山 賢太郎	平山法律事務所 弁護士／九州大学大学院法学研究院 准教授
松永 章吾	ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所 弁護士（敬称略、五十音順）

□ 産業界

長澤 健一	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会長
森 達也	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会員
山口 博明	日本知的財産協会 常務理事
松尾 聡	日本知的財産協会
野口 茂孝	電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会特許専門委員会 副委員長
高橋 弘史	電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会特許専門委員会産構審WG 主査
別所 弘和	日本自動車工業会 知的財産部会 部会長
神谷 宏	日本自動車工業会 知的財産部会専門分科会 委員
清水 力	日本商工会議所 産業政策第一部 副部長
石井 豪	日本商工会議所 産業政策第一部 課長

□ 事務局

経済産業省 競争環境整備室／知的財産政策室

※経済産業省内関係課室（特許庁企画調査課、産業技術環境局国際電気標準課・基準認証政策課・基準認証戦略室、商務情報政策局情報産業課、製造産業局総務課・自動車課）及び内閣府知的財産戦略推進事務局も政府内のオブザーバとして出席。また、産業界からは、上記出席者の他、電子情報技術産業協会と日本自動車工業会の会員企業（傍聴を希望する社のみ）が傍聴。

2. 検討の背景

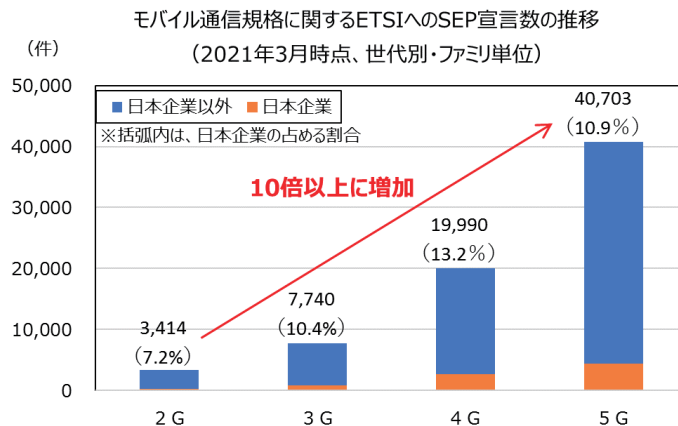
(1) SEPの重要性の高まり

標準規格の普及によるSEPの宣言数の増加

- 近年の技術の複雑化や標準規格の普及により、SEPの宣言数は増加を続けている。

【SEP宣言数（モバイル通信規格の例）】

- 3GPPで仕様策定されたモバイル通信規格について、ETSIに対してなされたSEPの宣言数は、2Gの約3,400件から5G（※）の約40,000件（2021年3月時点）へと、増加の一途を辿っている。
 ※5Gは、通常の携帯端末用途を想定したRelease 15に引き続き、自動車やIoTへの用途拡大を目指した取組（Release 16、Release 17）が進展しており、今後も、SEPの宣言数は更に増加する可能性が高い。
- 全宣言数に占める日本企業の割合は、概ね10%程度で推移している。



(出典) サイバー創研調査 (ETSI HPのデータ (2021年3月時点、ファミリ単位)) を基に経済産業省作成

(2) SEPライセンスを巡る国際的な紛争及び政策動向

SEPライセンスを巡る課題

- SEPライセンスを巡る課題には、実施者から見た課題（ホールドアップ）と権利者から見た課題（ホールドアウト）の双方が存在。
- ホールドアップは、実施者による標準規格の採用やそれにより実現される可能性のあるイノベーションを妨げる恐れがある一方、ホールドアウトは、標準規格の策定・普及やそのために必要となる技術開発といったイノベーションの基盤作りを妨げる恐れがある。
- いずれの場合にも、イノベーションが阻害され、本来得られるはずの消費者便益の低下に繋がる恐れがある。

【SEPライセンスを巡る課題】

ホールドアップ（実施者から見た課題）	ホールドアウト（権利者から見た課題）
<p>SEPは、標準規格を採用した製品を製造する際に必ず使用しなければならないため、実施者にはSEPを使用しないという選択肢が無い。</p> <p>また、権利者は、侵害被疑製品を詳細に分析する必要がないため、特許権の侵害を主張することが容易。</p> <p>↓</p> <p>侵害しているSEPが1件であったとしても、差止めを受ければ、標準規格を採用した当該製品を販売できなくなる。このため、実施者は、通常の特許と比べて不利な条件を受け入れざるを得なくなる恐れがある。</p>	<p>権利者には、FRAND宣言に基づき、合理的・非差別的な条件でのライセンスが求められる。 当該条件を満たしていないと判断された場合、権利行使が認められない可能性が高い。</p> <p>↓</p> <p>権利行使が認められにくいと考えた実施者が、ライセンス交渉に誠実に対応しない恐れがある。 このため、権利者は、標準規格の策定やそのための技術開発に費やした費用を回収できなくなる恐れがある。</p>

【2020年以降の主要動向（政策）】

- 各国政府が多数の政策文書（競争法ガイドラインを含む）を発出。
- 欧州では、ライセンスにおける透明性と予見可能性を重視する方向性が示された。また、欧州委員会は、「標準必須特許の新たな枠組み」に関するイニシアチブ※として、SEPライセンスが透明性・予見可能性・効率性を欠いていることを踏まえ、公正でバランスの取れたライセンスの枠組みを構築する計画を発表した。
※本イニシアチブは、立法措置と非立法措置を組み合わせる可能性があるとしており、行為の種類は規則の提案（Proposal for a regulation）とされている。また、今後、ロードマップの作成、パブリック・コンサルテーション（2021年第3四半期）、規則の提案に関する欧州委員会の採択（2022年第4四半期）等が行われる予定とされている。
 ドイツ連邦議会及び連邦参議院は、改正特許法案（個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により差止請求権が制限される場合がある旨等を追加）を可決。今後、大統領による署名を経て公布・施行される予定。
- 米国では、司法省が、AVANCIの5G関連SEPプラットフォームについて、競争を阻害する恐れはないと結論付けるとともに、SEPに基づく差止請求権は失われていないこと、合理的なライセンス料の算定には複数の方法があり得ることを明示。
 政権交代後に発出された「米国経済の競争促進のための大統領令」において、特許権の範囲を超えた市場支配力の反競争的な拡大の可能性を回避し、標準策定プロセスの濫用を防止するため、過去のSEPに関する政策声明の改訂の検討を含めて、知的財産法と競争法の交錯領域に関する考え方の見直しを検討することとされた。
- 中国では、当局が競争法違反判定の際の考慮基準を示すとともに、裁判所がケース分析を公表。
 知的財産分野に限らない動きとして、外国からの制裁に対する中国の対抗措置を定めた「反外国制裁法」が成立・施行。

3. 検討事項と検討結果

(1) 異業種間SEPライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

今後の検討の方向性

- 今後も異業種間のSEP紛争の増加が見込まれる中、我が国の多様な産業が紛争に巻き込まれるリスクにさらされている。政府としても、研究開発の支援のみならず、我が国産業の発展に繋げる観点からライセンス紛争への対応策を検討し、その結果を対外的に発信していく。

(2) 交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

SEPライセンスにおける主な論点

- SEPライセンスにおける主な論点は、国際的な裁判管轄に関係するものを除くと、いずれもFRAND条件（合理的・非差別的）を満たしているか否かに関するもの（当該条件を満たすか否かによって、SEPに基づく権利行使の可否が決まるため）。
- 具体的には、FRAND条件を満たす①ライセンス先の在り方、②ライセンス条件の在り方、③ライセンス交渉過程の在り方の3つに分けられる。

今後の検討の方向性

- ライセンス交渉過程の透明性・予見可能性の向上を通じて適正な取引環境を実現するため、国際的な動向も踏まえつつ、政府として、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルールを迅速に検討し、対外的に発信していく。

(3) パテントプールについて

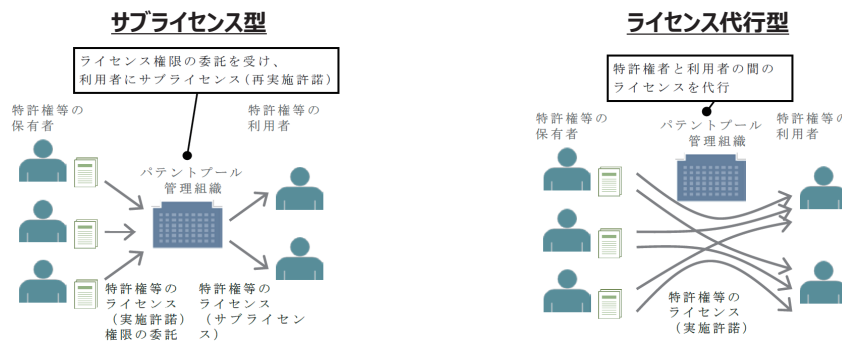
パテントプールの仕組み

- パテントプールとは、複数の権利者が、その特許権のライセンスを行う権利等を特定のパテントプール管理組織に集中させ、当該組織を通じて、ライセンスを行うもの。組織が担う役割には、複数のパターンが存在。

【パテントプールの定義（公正取引委員会）】

- ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの。

【パテントプールの概念図】



(出典)「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(公正取引委員会、平成28年1月)、「パテントプールを巡る諸課題に関する調査研究報告書」(平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)を基に経済産業省作成

今後の検討の方向性

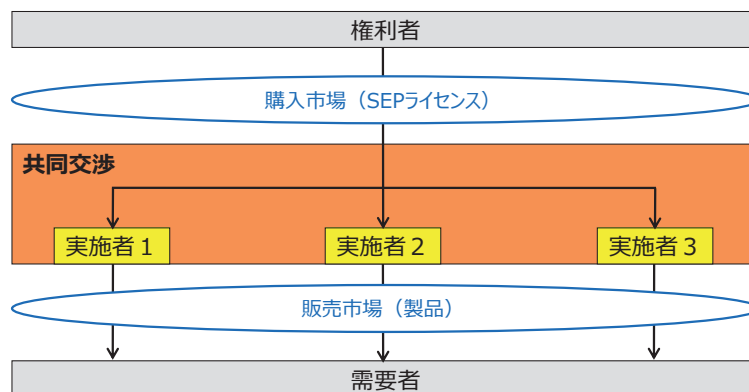
- SEPが増加していく中で、パテントプールが一つの手段として活用されていくという前提に立ち、政府として、パテントプールにおけるライセンス条件等の透明性確保を通じて誠実交渉を促すための仕組みについて検討する。

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

水平的な共同交渉の仕組みと利点

- 複数の実施者側企業による水平的な共同交渉の仕組みを活用することは、1社当たりの交渉に係る費用の削減等に繋がる可能性がある。
- 一方で、1社の場合と比べて、参画企業の合計市場シェアは高まるため、実施に際しては競争法上の論点が生じ得る。

【水平的な共同交渉のイメージ】



今後の検討の方向性

- 水平的な共同交渉について、政府として、まずは競争法上の懸念を生じさせない共同交渉の在り方を検討する。

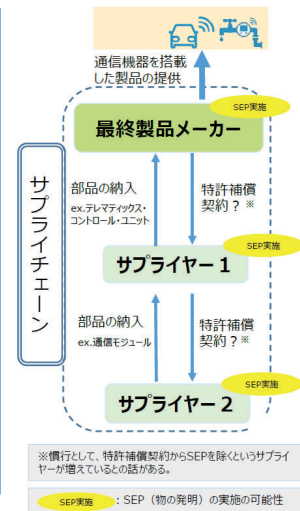
(5) サプライチェーン内での負担について

サプライチェーン内での負担に関する議論の情報整理

- サプライチェーン内での負担に関する議論について、特許庁調査研究ヒアリングなどの情報を基に、①特許補償（サプライヤーがライセンス料の支払いに責任を負う旨の契約）の有無、②交渉へのサプライヤーの関与、③ライセンス料の負担、④その他の4つに分けて、情報を整理。

【サプライチェーン内での負担に関する論点とその概要】

- ① **特許補償の有無**
 サプライヤーが特許補償を行うか否か。
 ⇒ 業界慣行や企業間の力関係など、個々の事情によって異なる。
- ② **交渉へのサプライヤーの関与**
 権利者とのライセンス交渉にサプライヤーが関与するか否か。
 ⇒ サプライヤーが権利者と直接交渉を行う場合や、最終製品メーカーが交渉の主体となってサプライヤーが協力する場合など、個々の事情によって異なる。
- ③ **ライセンス料の負担**
 ライセンス料をサプライチェーン内の企業がどのように負担するのか。
 ⇒ サプライヤーによるライセンス料の負担等について、様々な意見。



(出典)「標準必須特許を巡る異業種間交渉について」(特許庁、令和2年5月29日)より図を引用

今後の検討の方向性

- 特許補償などサプライチェーン内での負担の在り方については、個々の事情によって大きく異なり、単一のルールを決めることは難しいとの意見もあることから、政府としては、より大きな方向性（半導体の供給からサービスの提供まで含めた商流全体での負担配分 等）についての検討や事実関係の把握に取り組むことが重要。

株主総会資料のオンライン提供に関する制度の動向 非財務情報開示に関する検討動向

2021年11月15日(月)の企業法制委員会では、一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 部長の小畑良晴委員より「株主総会資料のオンライン提供に関する制度の動向」及び「非財務情報開示に関する検討動向」についてのご説明がありました。

大野顕司委員長(住友化学株式会社 常務執行役員)の司会により進められ、ご説明後、参加者を交えて活発な意見交換が行われました。(オンラインにて開催)

ご出席者名簿

委員長

大野 顕司 住友化学(株) 常務執行役員

経済産業省

安藤 元太 経済産業政策局 産業組織課 課長
藤田 拓志 経済産業政策局 産業組織課 総括係長
石塚 誠人 経済産業政策局 産業組織課 係長
佐々木萌音 経済産業政策局 産業組織課 総括係員

委員

野崎 郷 アステラス製薬(株) 法務部長
山下 淳二 (株)神戸製鋼所 法務部長
野間 豊史 SOMPOホールディングス(株) 法務・コンプライアンス部長
佐成 実 東京ガス(株) 参与
山本 芳郎 東レ(株) 執行役員 法務・コンプライアンス部門長
東 智太郎 日産自動車(株) 法務室 日本事業グループ 担当部長

原田 剛 日本製鉄(株) 執行役員 法務部長
小畑 良晴 (一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長
佐々木英靖 パナソニック(株) コーポレート法務部 コーポレート法務部長

委員代理

清水 義久 ENEOSホールディングス(株) 法務部 法務1グループ 法務1グループマネージャー
鶴家 隆史 キヤノン(株) 法務統括センター 内部統制管理部 部長
武田 真一 四国電力(株) 総務部 株式・文書グループリーダー
久野 雄大 中部電力(株) 経営管理本部 法務グループ 副長
木村 達彦 東北電力(株) 総務部法務室(株式) 副長
市川 智裕 (株)日立製作所 法務本部 証券・戦略法務グループ 主任
桐野 哲平 富士通(株) 法務・知財・内部統制推進本部
コーポレートガバナンス法務部 シニアマネージャー
土井 浩嗣 三菱重工業(株) 総務部 ガバナンス第二グループ 主席部員
小坂 展生 三菱商事(株) 法務部 コーポレート法務チームリーダー

(役職名は当時、企業・団体名五十音順 敬称略)



株主総会資料のオンライン提供に関する制度の動向

1. Web開示によるみなし提供制度

制度の概要

Web開示によるみなし提供制度

- 株主総会資料の一部について、当該事項に係る情報をWebサイトに掲載し、URL等を株主に対して通知することで、当該事項が株主に提供されたものとみなす制度。
- 2021年1月法務省令改正で、2021年9月までの時限的措置として対象範囲が拡充された。

	拡充措置なし	拡充措置あり
株主総会参考書類 (会社法施行規則94条1項1～4号に掲げるものを除く)	○	○
事業報告(会社法施行規則133条3項1・2号に掲げるものを除く)	○	○
事業報告の「事業の経過及びその成果」、「対処すべき課題」	×	○
単体の個別注記表、株主資本等変動計算書	○	○
単体の貸借対照表、損益計算書(会計監査報告、監査報告を含む)	×	○
連結の株主資本等変動計算書、連結注記表	○	○
連結の貸借対照表、損益計算書(会計監査報告、監査報告を含む)	○	○

○：書面交付が不要。 ×：書面交付が必要。

拡充装置の継続・恒久化 (1) 経団連の要望事項

経団連の要望事項 (2021年度規制改革要望)

時限的措置の終了後も、コロナの影響が完全に沈静化することは見通せず、また、来年以降も株主総会プロセスのDXの促進が必要。
Web開示によるみなし提供の拡充措置を2021年10月以降も継続すべき。
さらには恒久化も検討すべき。

拡充措置を利用した企業の声

1. 株主の反応

- Web開示に関して、会社に問い合わせをしてきた株主も、総会場で問う株主もいなかった。
- 当社には60代の株主も多いが、それでも特段不満は寄せられていない。

2. 拡充措置のメリット

- 資料の校了の日時を後ろ倒しでき、1週間ほど猶予が生まれた。
- 費用削減効果もメリット。本年の株主総会資料として株主に送付した冊子は、本措置活用の効果もあり、昨年の冊子と比べてページ数が4割以上も減少。
- 来年度も本措置が利用できるのであれば利用したい。

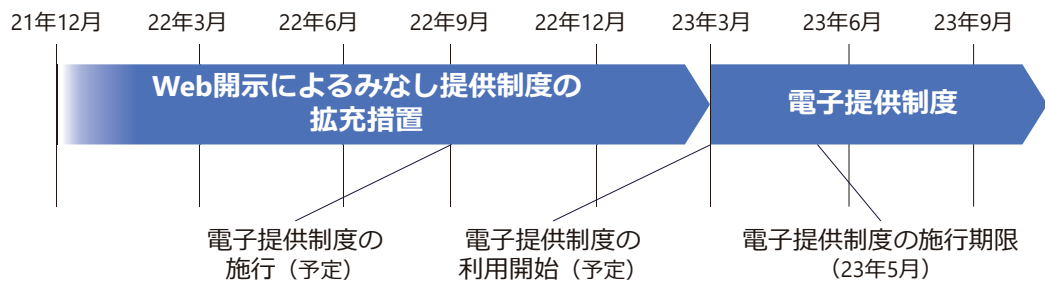
拡充措置を利用していないが延長・恒久化を求める企業の声

- コロナ禍による決算・監査工期への影響が継続する可能性。
- コロナ禍等、その時々の特異な状況に対応する必要がある。
- コスト削減およびスケジュールの観点から、選択肢に広がりがある方がよい。

拡充装置の継続・恒久化 (2) 法務省の対応

法務省の対応

- ① 電子提供制度施行までの間、**切れ目なく**拡充措置を有効とすべく、省令改正に向けたパブリックコメントを実施（11月12日締切）。
- ② 電子提供制度の施行を大幅に前倒しすることにより、**2023年の株主総会ボリュームゾーン（3～6月）**から電子提供制度の利用を可能とすることを検討。



2. 株主総会資料の電子提供制度

制度の概要

電子提供制度

- 上場会社には導入が義務付けられている。それ以外の会社も定款の規定で導入可。
- 会社は、株主総会資料に記載すべき事項をWebサイトに掲載し（**電子提供措置**）、株主に対しては、書面で最低限の情報（日時、場所、議題、WebサイトURL等）を通知。
- 株主が**書面交付請求**をした場合、**電子提供措置事項記載書面**を交付しなければならない。ただし、一定の事項については、書面への記載を要しない旨を定款で規定できる。

制度開始に向けての各社の要望

- ✓ 2022年9月施行の場合、12月決算（3月総会）の会社では、2022年3月の株主総会で定款変更をすることに。株主総会の議題に入れられるよう、2021年内には施行日をアナウンスしてほしい。
- ✓ 書面交付請求の件数がどれほどになるのかが見通せず、印刷・郵送実務に懸念あり。
- ✓ いかにして株主への案内を徹底するかが課題。電子提供制度や書面交付請求制度の**早期の周知**について、行政のサポートもお願いしたい。

書面記載事項の削減

経団連の要望事項（2021年9月規制改革推進会議デジタルWG）

電子提供制度の開始により、書面交付が必要な資料の範囲がかえって拡大。書面交付請求権が利用された際の書面に記載を要する事項について、**Web開示制度（拡充措置あり）の場合以上に削減すべく、省令を見直すべき。**

	電子提供制度の 書面交付請求	Web開示制度 (拡充措置なし)	Web開示制度 (拡充措置あり)
役員の責任限定契約に関する事項	×	○	○
役員の補償契約、役員等賠償責任保険契約に関する事項	×	×	×
事業報告の「事業の経過及びその成果」、「対処すべき課題」	×	×	○
単体の個別注記表、株主資本等変動計算書	○	○	○
単体の貸借対照表、損益計算書（会計監査報告、監査報告を含む）	×	×	○
連結の株主資本等変動計算書、連結注記表	○	○	○
連結の貸借対照表、損益計算書（会計監査報告、監査報告を含む）	×	○	○

○：書面交付が不要。 ×：書面交付が必要。

すべて○にすべき

非財務情報開示に関する検討動向

II B

非財務情報の開示に係る国際的枠組み

□ 国際的には、様々な団体がサステナビリティを含む非財務情報の開示フレームワークを策定・公表している

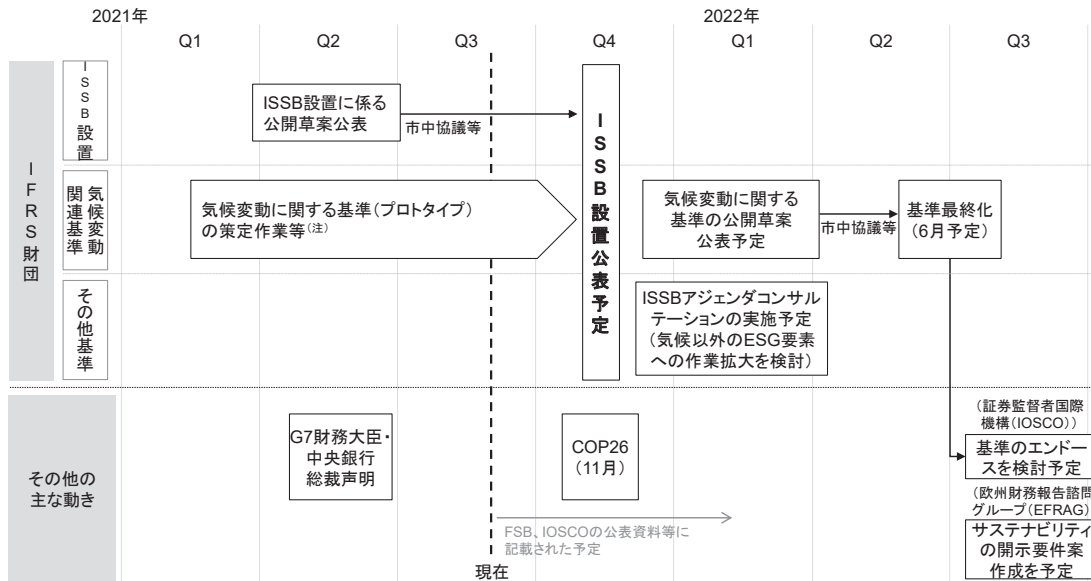
	TCFD提言	SASBスタンダード	GRIスタンダード	国際統合報告 フレームワーク	CDSBフレームワーク
策定 主体	TCFD 金融安定理事会(FSB)の 下に設置された民間主導 のタスクフォース	SASB 米の民間非営利組織	GRI 蘭のNGO団体	IIRC 英の民間非営利組織	CDSB 企業や環境関連の8機関 で構成される国際コンソー シアム
概要	気候変動の影響が企業財務 にもたらすリスクと機会を 投資家等に報告するための 枠組み	サステナビリティ(ESG等) に係る課題が企業財務に もたらす影響を、投資家等 に報告するための枠組み	企業が経済、環境、社会に 与える影響を、投資家を含 むマルチステークホルダー に報告するための枠組み	企業の財務情報とサステ ナビリティを含む非財務情 報について、投資家等に 対し統合的に報告するた めの枠組み	気候変動を含む環境が企 業に与える影響を、投資家 等に報告するための枠組 み
特徴	原則主義	細則主義	細則主義	原則主義	原則主義
報告 内容	・ガバナンス ・戦略 ・リスク管理 ・指標と目標	11のセクター、77の業種別 に開示項目及びKPIを設 定 (例) ・温室効果ガス排出量 ・労働災害事故発生割合	経済、環境、社会それぞれ について開示項目及び KPIを設定 (例) ・排水の水質及び排出先 ・基本給と報酬総額の男女 比	組織概要と外部環境 ・ガバナンス ・ビジネスモデル ・リスクと機会 ・戦略と資源配分 ・実績 ・見通し 等	・経営者の環境に関する方 針、戦略、目標 ・ガバナンス ・リスクと機会 ・環境影響の要因 ・パフォーマンスと比較分 析 ・見通し 等
公表	2017年	2018年	2000年	2013年	2015年

(注1)2021年6月、SASBとIIRCが統合し、価値報告財団・Value Reporting Foundation (VRF) が設立された
(注2)上記団体の他、英NGO団体であるCDPIは、企業が気候変動、水、森林に与える影響を情報収集するため、企業に質問票を送付しその回答に基づいて企業のスコアリング、及びその結果を公表している
(出所)各種ホームページ等より金融庁作成

II B

ISSB基準策定の動き①(今後のスケジュール)

□ COP26に向けてサステナビリティ開示をめぐる動きが加速。来年夏にはIFRS財団の基準最終化の見込み(現時点以降の予定については、IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」におけるスケジュール)



(注)IFRS財団の作業部会は、サステナビリティ報告に係る民間基準設定5団体が2020年12月に公表した基準をベースとして考慮。民間基準設定5団体は、CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す
(出所)IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」(2021年6月)等

II B

ISSB基準策定の動き②(IFRS財団の定款変更)

□ 2021年4月、国際会計基準(IFRS)の設定主体であるIFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体(ISSB)を設置やメンバー構成等を含めた定款改正案の市中協議を開始

1. 背景

- IFRS財団は、サステナビリティ報告に関する基準設定主体設置の提案を内容とする市中協議を2020年9月末～同年12月末まで実施。
- 市中協議の結果、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズ、当該領域においてIFRS財団が役割を果たすことへの幅広い支持を確認。
- 新たな基準設定主体の戦略的方向性として、以下を提示(2021年3月8日に公表したものと同一)。
- **投資家の判断に重要な情報(企業価値)**にフォーカス(investor focus for enterprise value)
- 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先
- TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとした基準開発
- **ビルディングブロックアプローチ**を採用

国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法。

2. スケジュール

- 市中協議期間は2021年7月29日まで
- 同年11月の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)までにISSB設置の最終決定を予定

(出所)IFRS財団“Proposed Targeted Amendments to the IFRS Foundation Constitution to Accommodate an International Sustainability Standards Board to Set IFRS Sustainability Standards”(2021年4月30日)

II B

ISSB基準策定の動き③(日本の積極的な参画)

□ 成長戦略には、サステナビリティ開示に係る国際基準の策定に積極的に参画する旨が盛り込まれている

成長戦略実行計画(2021年6月18日閣議決定)

第3章 グリーン分野の成長

3. カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

(3)サステナビリティに関する開示の充実

コーポレートガバナンス・コード等を通じて、プライム市場(来年4月の東証の市場再編後、時価総額が大きく、より高いガバナンス水準を備える企業が上場する市場)上場企業等に対して、TCFD等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す。また、**国際基準の策定に日本として戦略的に参加する。**

成長戦略フォローアップ(2021年6月18日閣議決定)

2. グリーン分野の成長

(3)カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

iii)サステナビリティに関する開示の充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

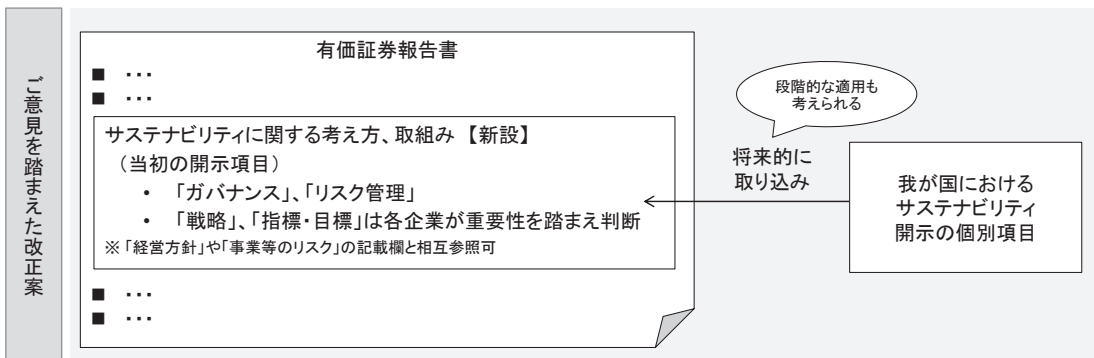
- ・ **国際基準の策定に関して、国際会計基準(IFRS)財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。**

II B ①

有価証券報告書の記載事項(第2回会議でのご意見)

第2回会議でのご意見

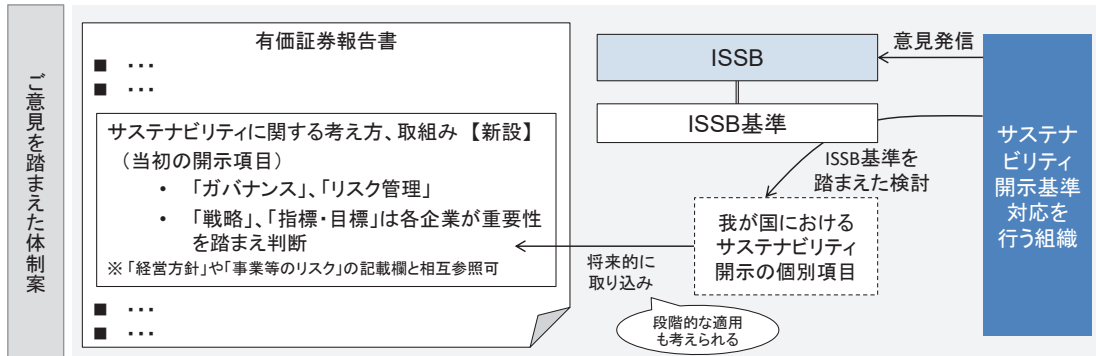
- サステナビリティ情報については、有価証券報告書の中に「枠」を作り、そこで開示することとしてはどうか。
- サステナビリティに関する情報について、「ガバナンス」と「リスク管理」の開示を求めているかどうか。「戦略」と「指標と目標」については、企業にとって重要性がある場合に開示することとしてはどうか。その際、詳細は任意報告の開示内容を参照することも考えられる。
- 国際的な基準であるISSB基準を踏まえた開示が重要。その際、有価証券報告書提出会社が4,000社以上あることから、段階的な適用も考えられる。



II B ①

国内体制整備①(第2回会議でのご意見)

- 第2回会議でのご意見
- IFRS財団のISSB基準策定の動きに対して、意見発信を行うための組織が必要ではないか。
 - ISSB基準が最終化した後、ISSB基準のエンドースメントをする組織が必要ではないか。
 - 現時点においてはISSB基準の内容が明確ではないではないが、我が国におけるサステナビリティ開示の個別項目（ISSB基準のビルディングブロックアプローチの上乗せ部分を含む）を検討するとしたら、どのような体制になるかを考えることが必要ではないか。



II B ①

国内体制整備②(財務会計基準機構(FASF)の定款変更)

※下線は改正部分

(目的)

第3条 この法人は、一般に公正妥当と認められる会計基準及びサステナビリティ報告基準の調査研究・開発、国際的な会計基準及びサステナビリティ報告基準の開発への貢献並びにディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究を行い、もって我が国における会計・ディスクロージャーの諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 一般に公正妥当と認められる会計基準及びサステナビリティ報告基準の調査研究及び開発
- 二 国際的な会計基準及びサステナビリティ報告基準の開発への貢献
- 三 ディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究
- 四 前三号の事業の成果を踏まえた提言及び広報・研修活動
- 五 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行う。

令和4年度税制改正に関する経済産業省要望

2021年10月25日(月)に、第50回 税制委員会が、合間篤史委員長(日本製鉄株式会社 財務部 部長代理)の司会進行により開催されました(弊所会議室とオンラインを併用して開催)。

委員会では、経済産業省 経済産業政策局 企業行動課 課長 大貫繁樹氏から、「令和4年度税制改正に関する経済産業省要望」についてご説明があり、その後、参加者による活発な意見交換が行われました。本項では、大貫課長のご説明の要旨を掲載いたします。

ご出席者名簿

委員長

合間 篤史 日本製鉄(株) 財務部 部長代理

経済産業省

大貫 繁樹 経済産業政策局 企業行動課 課長

中村 智 経済産業政策局 企業行動課 課長補佐

委員

菫蒲 静夫 キヤノン(株) 理事 経理本部 税務担当 上席

小野 森彦 石油連盟 理事 企画総務部長

竹中 英道 ソニーグループ(株) グローバル経理センター 税務政策専任部長

久玉 欣人 東京電力ホールディングス(株) 経営企画ユニット 経理室 経理担当 部長

小畑 良晴 (一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長

竹本 陽一 パナソニック(株) 経理・財務部 財務統括室 室長

加藤 建治 (公社)リース事業協会 事務局長

委員代理

市川 智秀 住友化学(株) 経理部 PJ支援・税務チームリーダー

今井 英人 太平洋セメント(株) 経理部 経理グループ サブリーダー

富田 成己 東京ガス(株) 経理部 決算グループ マネージャー

細井 庸弘 日本電気(株) 経理本部 主計室 シニアエキスパート

舛本 陽子 (一社)日本貿易会 政策業務第一グループ 統括主幹

萩原 剛 (株)日立製作所 財務マネジメント本部 税務統括部 部長代理

(企業・団体名・役職名は当時、企業・団体名五十音順 敬称略)

令和4年度税制改正に関する経済産業省要望

大貫課長からは、令和4年度税制改正に関する経済産業省要望（当時）について、次の4つの項目からご説明いただきました（詳細は図表1）。

1. 新たな事業再構築を加速化するオープンイノベーション・重要デジタルインフラの整備
2. コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援
3. カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保の両立に向けたエネルギー・環境政策の再構築
4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

図表1 令和4年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

1. 新たな事業再構築を加速化するオープンイノベーション・重要デジタルインフラの整備

（1）オープンイノベーションの促進（大企業等の有する資金・技術・販路等のスタートアップ企業での活用/新規事業の立ち上げ・大企業等の事業再構築）

・ ウイズコロナ・ポストコロナの世界を見据え、大企業・中堅企業等とスタートアップ企業によるオープンイノベーションが一層重要となる。スタートアップ企業が中企業・大企業等が有する資金・技術・販路等を有効に活用することで、新規事業の立ち上げ・成長を図るとともに、大企業・中堅企業等の事業再構築を促進するため、必要な措置を講ずる。

（2）デジタル前提の経済・社会において基盤インフラとなる5Gの早期社会実装の促進

・ デジタル前提の経済・社会において、基盤インフラとなる安全・安心な5G情報通信インフラを早期かつ集中的に整備することが重要。5Gを活用した工場のスマート化、防災、遠隔医療等による産業・生活分野における新たな付加価値の創出を促進するため、産業界のニーズや整備の実態等を踏まえ、必要な見直しを行った上で措置の延長等を行う。

（3）産業構造転換に対応した機動的な事業再編の促進

・ 産業構造転換に対応するため、機動的な事業再編の促進など、適切な事業ポートフォリオの見直し等を行う企業の後押しに必要な措置を講ずる。

2. コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

（1）交際費課税の特例措置の延長

・ 中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を延長する。

（2）中小企業の負担軽減・事業効率向上等を通じた生産性向上（デジタル化等）

・ 中小企業の負担軽減や、デジタル化等による事業効率・事務処理能力の向上を通じて生産性向上を図るため、中小企業による30万円未満の少額の減価償却資産（例、情報通信関連機器等、1社につき年間300万円まで）の即時償却を可能とする特例措置の延長をはじめ、中小企業を取り巻く環境変化や対応状況等の実態を踏まえて必要な措置を講ずる。

（3）コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討

・ コロナ禍の影響も含め、事業承継の実施状況や本税制の活用状況等を踏まえ、法人版・個人版事業承継税制における円滑な事業承継の実施のための措置について検討する。

（4）土地に係る固定資産税における所要の措置の検討

・ 土地（商業地等）に係る固定資産税について、社会経済情勢、地価動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

3. カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保の両立に向けたエネルギー・環境政策の再構築

（1）ガス供給業・電気供給業の収入金課税の見直し

・ 小売全面自由化が行われ、カーボンニュートラル実現に向けた事業変革も必要となる中、2022年に導管部門が法的分離するガス供給業について、一般の事業との課税の公平性を確保するため、法人事業税の課税方式（収入金ベース）を他の事業と同様の課税方式（所得ベース）に変更する。また、電気供給業の課税方式についても、一般の事業との公平性を確保するべく、更なる検討を行う。

（2）エネルギー・鉱物資源を巡る国際競争の激化に対応する取組の推進

・ 世界各国がカーボンニュートラルに向けて取り組み、将来的な需給逼迫リスク等が増大する中で、エネルギー・鉱物資源の乏しい我が国は自主開発を更に促進する必要があるため、海外資源投資を行う際の事業リスクの軽減や持続的な鉱業活動に資する海外投資等損失準備金制度や減耗控除制度の延長等を行う。

（3）再エネ投資の促進

・ 再エネ設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準特例の延長等を行う。

（4）自動車関係諸税の課税のあり方の検討

・ 自動車関係諸税について、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

（1）経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度（市場国への課税権配分・グローバル最低税率課税）への対応

・ 本年10月の最終合意やその先の国内法化に当たっては、諸外国の動向も踏まえて、実体ある経済活動を行う企業に対する控除措置や既存の類似措置（外国子会社合算課税）の簡素化等を通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持・向上につながるものとする。

出所：大貫課長ご説明資料

※なお、委員会開催後の2021年12月24日に令和4年度税制改正大綱が閣議決定されました。経済産業省関係の税制改正に関する最新の資料につきましては、下記URLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2022/zeisei_k/index.html

2050年カーボンニュートラルに向けた政策動向

企業活力委員会は、2021年7月26日（月）に「2050年カーボンニュートラルに向けた政策動向」をテーマとして、経済産業省 産業技術環境局 環境政策課長 中原廣道氏をお迎えし開催致しました。

委員会は、渡邊喜一郎委員長（日本電気株式会社 政策渉外部長）の司会により進められ、経済産業省からご説明があった後、参加者を交えて意見交換が行われました。（弊所会議室とオンラインを併用して開催）

ご出席者名簿

委員長

渡邊喜一郎 日本電気(株) 政策渉外部長

経済産業省

中原 廣道 経済産業省 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課長

ご出席者

渡部 徹 旭化成(株) 経営企画部 担当部長

小野 真裕 ENEOSホールディングス(株) 総務部 副部長

伊延 充正 大阪ガス(株) 東京支社長

鈴木 久人 川崎重工業(株) 企画本部 経営企画部 副部長

杉本 信 キヤノン(株) 経営調査室 室長

山口 寛 JFEスチール(株) 総務部総務室 室長

杉山 正晃 石油連盟 企画総務部 税制グループ長

遠田 雅章 (一社)セメント協会 調査・企画部門 リーダー

廣田 英郎 ソニーグループ(株) 渉外部 政策渉外グループ シニアマネジャー

廣幡 忠弘 東京ガス(株) 総合企画部 経営管理G マネージャー

宝満 央 東京ガス(株) 総合企画部 エネルギー・技術G

知寛 彩香 東京ガス(株) サステナビリティ推進部 地球環境G

山岡 剛司 東京電力ホールディングス(株) 経営企画ユニット企画室 次長

子安 信彦 (株)東芝 経営企画部 企画・IR室 官公庁渉外担当 シニアマネジャー

山田 俊宏 東レ(株) 経営企画室 担当部長

橋本 宜明 日本電気(株) 政策渉外部 担当部長

藤井 正之 (一社)日本貿易会 政策業務第一グループ・グループ長

森 栄信 パナソニック(株) 渉外部 主幹

金子 一久 (株)日立製作所 グローバル渉外統括本部 産業政策本部 担当本部長

河本 崇志 三井化学(株) 経営企画部

兼 総務・法務部 社長室 社長秘書

兼 コーポレートコミュニケーション室 主席部員

(役職名は当時、企業・団体名五十音順 敬称略)

I. 気候変動に関する国際動向

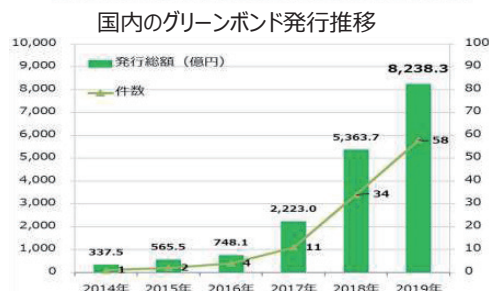
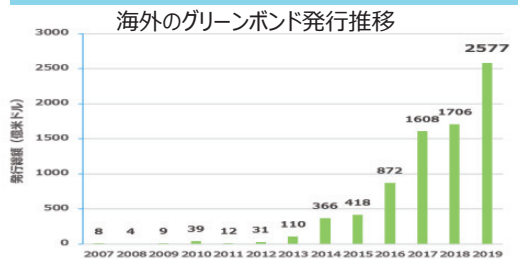
i. 各国の動向

各国の削減目標と気候変動政策			
	2030目標	カーボンニュートラル目標	各国の気候変動政策への取り組み
日本	▲46% 2013年比 <気候変動サミット等での表明(2021年4月)>	2050年 カーボンニュートラル <総理所信演説(2020年10月)>	成長戦略の柱に 経済と環境の好循環 を掲げ、 グリーン社会の実現 に最大限注力（中略）もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、 産業構造や経済社会の変革 をもたらし、 大きな成長につながる という発想の転換が必要です。 <第203回総理所信演説(2020年10月)>
米国	▲50-52% 2005年比 <NDC再提出(2021年4月)>	2050年 カーボンニュートラル <2020年7月バイデン氏の公約>	高収入の雇用と公平な クリーンエネルギー の未来を創造し、 近代的で持続可能なインフラ を構築し、連邦政府全体で科学的完全性と証拠に基づく政策立案を回復しながら、 国内外の気候変動対策 に取り組む。気候への配慮を 外交政策と国家安全保障の不可欠な要素 に位置付け。 <気候危機対応・雇用創出・科学的完全性の回復のための行政行動に関するアクト(2021年1月)>
EU	▲55% 1990年比 <NDC再提出(2020年12月)>	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年3月)>	欧州グリーンディール は、公正で繁栄した社会に変えることを目的とした新たな 成長戦略 であり、2050年に温室効果ガスのネット排出がなく、経済成長が資源の使用から切り離された、近代的で資源効率の高い 競争力のある経済 。 <The European Green Deal (2019年12月)>
英国	▲68% 1990年比 <NDC再提出(2020年12月)>	2050年 カーボンニュートラル <気候変動法改定(2019年6月)>	2世紀前、英国は世界初の産業革命を主導した。（中略）英国は、 クリーンテクノロジー （風力、炭素回収、水素など）に投資することで世界を新しい グリーン産業革命 に導く。 <The Ten Point Plan for a Green Industrial Revolution (2020年12月)>
中国	2030年ピークアウト GDPあたりGHG排出 ▲65% (2005年比) <国連総会一般討論(2020年9月)> <気候野心サミット(2020年12月)>	2060年 カーボンニュートラル <国連総会一般討論(2020年9月)>	エネルギー革命 を推進しデジタル化の発展を加速。経済社会全体の全面的 グリーンモデルチェンジ 、 グリーン低炭素の発展 の推進を加速。 <第14次五か年計画 原案(2020年11月)>
韓国	▲24.4% 2017年比 <NDC再提出(2020年12月)>	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年12月)>	カーボンニュートラル戦略を 将来の成長の推進力 として利用 将来世代の生存と持続可能な未来のために、GHG排出量を削減するという課題は守らなければならない 国際的な課題 であり、この課題は 将来の成長の機会 と見なされるべき。 <韓国の長期低炭素発展戦略(2020年12月)>

ii. 民間の動向

気候変動対策に対する投資の進展

- **環境対応をポジティブに評価する投資傾向**：世界のグリーンボンド発行額は、2019年度に2,577億ドル（27兆円）を突破し、過去最高。前年比51%増。
- **環境対応が不十分としてネガティブに評価する投資傾向**：温室効果ガスの排出規制により、石炭等の化石燃料が回収不能な「**座礁資産**」となるという考え方があり、その結果、投資家が化石燃料関連企業から資金を引き揚げる（**ダイバーストメント**する）事例が発生。



ダイバーストメントの例

2015/5	ノルウェー政府系ファンド（資産9,000億ドル）による収入・発電を石炭に依存する企業への投資（80億ドル）の中止が決定
2015/10	米国カリフォルニア州では、CalPERS（カリフォルニア州職員退職年金基金）、CalSTRS（カリフォルニア州教員退職年金基金）に対し燃料炭からの投資引き上げを求める法案が成立。翌2016年1月、カリフォルニア州保険長官が州内保険会社に対し、燃料炭からの投資引き上げと炭素関連資産の開示を要請
2017/12	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 世銀は、最貧困国向けの一部事業を除き、2019年以降、石油や天然ガスの探査・探掘に原則として融資しない方針を表明。 ✓ 仏アクサは、石炭産業からの28億ドル相当の投資の引き上げ、石炭火力発電所の建設に関わる企業の保険や投資を扱わない方針を発表。 ✓ オランダの金融大手INGグループは、2025年末までに石炭火力発電への依存度が5%以上の電力会社に対する融資を中止すると発表

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）とは

- 気候関連の情報開示に関するグローバルな要請を受け、**民間主導の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が発足。2017年6月に提言をまとめた最終報告書を公表。**
- ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標の4項目について開示することが求められている。

【TCFDの動き】

- ◆ G20からの要請を受け、**金融安定理事会（FSB）が2015年に設置した民間主導の「気候関連財務情報開示タスクフォース**（TCFD；Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」。
- ◆ Michael Bloombergを議長とする31名のメンバー（日本から2名）により構成。
- ◆ 2017年6月に**任意の開示フレームワークとして、最終報告書（TCFD提言）を公表。**
- ◆ TCFD提言に対する実際の開示状況をまとめたステータスレポートを毎年公表。



TCFD最終報告書

【開示推奨項目】

- 以下の「ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標」の4項目について開示することが求められている。

ガバナンス	気候関連リスク・機会についての組織のガバナンス
戦略	気候関連リスク・機会がもたらす事業・戦略、財務計画への実際の／潜在的影響（2度シナリオ等に照らした分析を含む）
リスク管理	気候関連リスクの識別・評価・管理方法
指標と目標	気候関連リスク・機会を評価・管理する際の指標とその目標

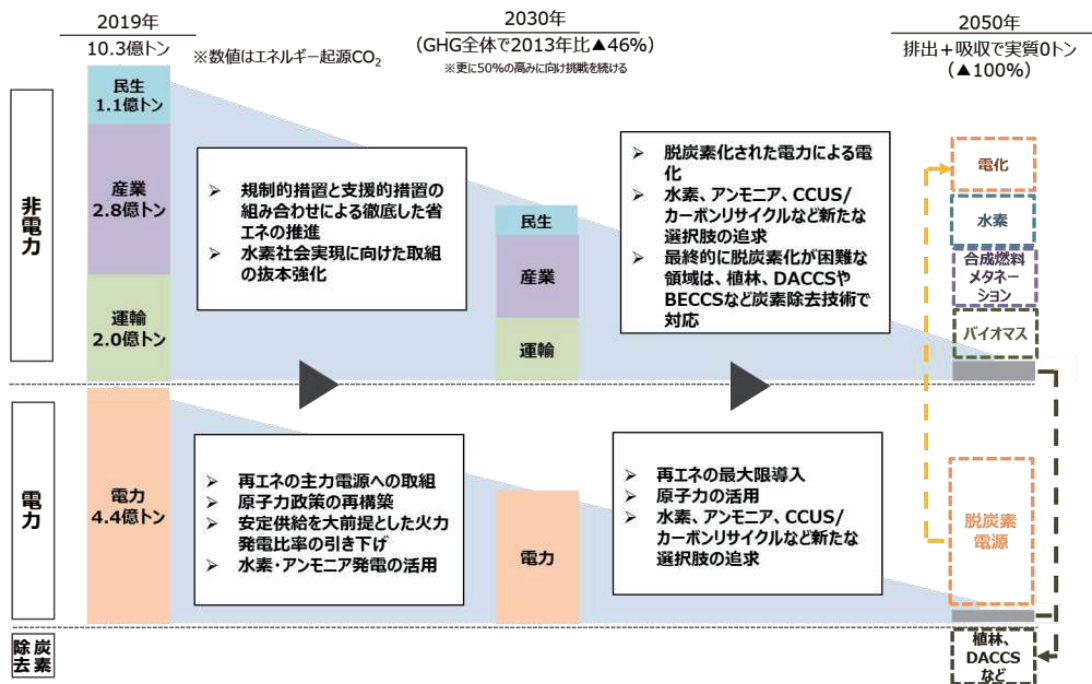
（出所）経済産業省 長期地球温暖化対策プラットフォーム「国内投資拡大タスクフォース」（第5回会合）

Ⅱ. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の基本的考え方（2021年6月18日公表）

1. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、**成長の機会と捉える時代**に突入。
 - 従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらす、次なる大きな成長に繋がっていく。こうした「**経済と環境の好循環**」を作っていく**産業政策 = グリーン成長戦略**
- 「発想の転換」、「変革」といった言葉を並べるのは簡単だが、**実行するのは、並大抵の努力ではできない。**
 - 産業界には、**これまでのビジネスモデルや戦略を根本的に変えていく必要**がある企業が数多く存在。
 - **新しい時代をリードしていくチャンス**の中、大胆な投資をし、イノベーションを起こすといった**民間企業の前向きな挑戦を、全力で応援 = 政府の役割**
- 国として、可能な限り**具体的な見通し**を示し、**高い目標**を掲げて、**民間企業が挑戦しやすい環境**を作る必要。
 - **成長が期待される産業（14分野：洋上風力、水素、カーボンリサイクル、自動車・蓄電池、半導体・情報通信等）**において、**高い目標**を設定し、**あらゆる政策を総動員**。
 - 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた**エネルギー政策については、エネルギー基本計画の見直しに向けた議論の中で、2030年エネルギーミックスの扱いも含め、検討を深めていく。**

2. 2050年カーボンニュートラルの実現



Ⅲ. グリーン成長戦略の主な政策

1 予算（グリーンイノベーション基金）

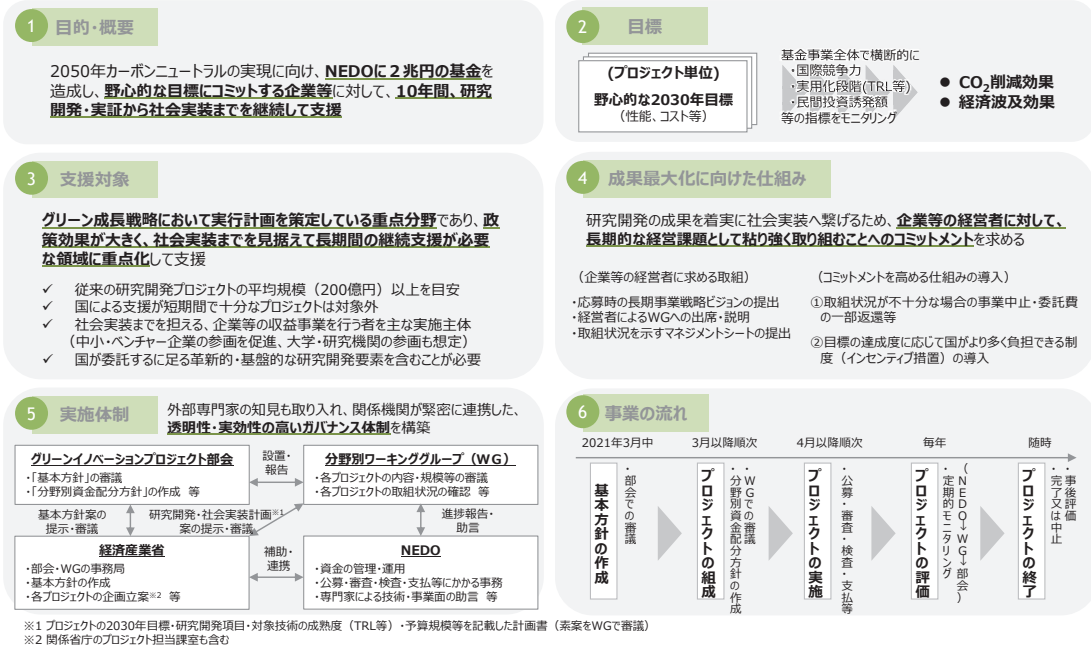
※2021年7月1日現在

主な今後の取組

- 企業の野心的な挑戦を後押しするため、2兆円のグリーンイノベーション基金を造成済み。
 - 過去に例のない2兆円の基金をNEDOに造成。
 - 特に重要なプロジェクトについて、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、今後10年間、技術開発から実証・社会実装まで一気通貫で支援。
 - 水素の大規模サプライチェーン構築プロジェクトや、水電解装置の大型化に関するプロジェクトの公募を実施。
 - また、製鉄プロセスにおける水素活用技術の開発・実証や洋上風力の低コスト化、次世代船舶・次世代航空機の開発等について検討が具体化。
 - 水素関連のプロジェクトについては、2021年夏頃にも事業を開始。
- 多様な主体が関与できる柔軟な仕組みづくりとする。
 - 中小・ベンチャー企業の参画を促していくことが有効な領域については、
 - ① ベンチャー企業等との効果的な連携を採択審査の考慮要因とする。
 - ② 小規模プロジェクトの柔軟な組成
 - ③ 開発テーマの分割公募
 - ④ 既存の中小・ベンチャー支援策との連携などにより、幅広い主体が参画しやすい制度とする。
- 基金事業の運営に関する「基本方針」を策定（2021年3月）。選択と集中を図り、絞り込んで重点的投資を実現する。
 - 成果最大化のため、企業の経営者に経営課題として取り組むことへの強いコミットメントを求め、幅広いステークホルダーを交えて、継続的に取組状況等を確認。
 - 取組が不十分である場合の事業中止や、委託費の一部返還、目標の達成度に応じて国がより多く負担するインセンティブ措置、等の仕組みを導入。
 - CO₂削減効果や経済効果等を考慮し、特に重要な分野に対して重点的に投資。
 - 幅広い専門性を持つ有識者を交え、プロジェクトごとの内容を審議。

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の概要（令和3年3月12日公表）

経済産業省は、基金事業における支援対象、成果を最大化するための仕組み及び実施体制等、**各研究開発分野に共通して適用する事業実施に係る方針を「基本方針」として定める**。事業の進捗を踏まえ、**基本方針の内容は柔軟に見直す**。



※1 プロジェクトの2030年目標・研究開発項目・対象技術の成熟度（TRL等）・予算規模等を記載した計画書（案をWGで審議）
※2 関係省庁のプロジェクト担当課室も含む

2 税制

主な今後の取組

- **カーボンニュートラルに向けた投資促進税制**
 - 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、以下①②の設備導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置（改正法施行から令和5年度末まで3年間）。
 - ①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備の導入
 - ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入
- **繰越欠損金の控除上限引き上げの特例**
 - 新型コロナの影響等により欠損金を抱える事業者が、産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、カーボンニュートラル実現等を含めた「新たな日常」に対応するための投資を行った場合、欠損金の繰越控除の上限を、投資額の範囲で、50%から最大100%に引き上げる（コロナ禍で生じた欠損金が対象。控除上限引上げ期間は、最長5事業年度）。

対象設備の例

①大きな脱炭素化効果を持つ製品

- 省電力性能に優れたパワー半導体
- 電気自動車等向けのリチウムイオン蓄電池
- 燃料電池
- 洋上風力発電設備の主要専用部品

②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備

- 最新鋭の熱ボイラー設備
(事業所等の生産性向上とCO₂の排出削減を図る「炭素生産性」という指標が相当程度向上する設備)

● 研究開発税制の拡充

- コロナ前に比べて売上金額が2%以上減少しているも、なお積極的に試験研究費を増加させている企業は、研究開発税制の控除上限を法人税額の25%から30%までに引き上げ。

3

1. 金融

2. トランジションファイナンス

主な今後の取組

- 円滑な資金供給に向け、ガイドラインやロードマップを整備する。
 - グリーンボンドガイドラインについて、発行手続や環境整備等について更なる検討を行い、2021年度内に改定。
 - 2021年5月に公表したトランジション・ファイナンス基本指針を基に、脱炭素に向けた移行の取組について、一足飛びでは脱炭素化できない鉄鋼、化学等の多排出産業向けの分野別ロードマップを策定。
 - アジア等新興国のエネルギー・トランジションを進めるべく、アジア版トランジション・ファイナンスの考え方の策定・普及を推進。
- グリーンボンド等の社債等取引市場を活性化する。
 - グリーンボンド等の取引が活発に行われる「グリーン国際金融センター」の実現を目指す。金融実務からみて利便性が高い情報基盤の整備を図る。
 - グリーンボンド等の適格性を評価する民間の認証枠組みの構築や評価機関の育成を後押し。
 - ESG評価機関の在り方（透明性やガバナンス等）を検証。
- サステナビリティに関する開示を充実する。
 - 2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにより、プライム市場上場企業に対し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）等の国際的枠組みに基づく、開示の質と量の充実を促進。
 - IFRS財団における、サステナビリティに関する比較可能で整合性の取れた開示枠組みの策定に積極的に参画。
- 金融機関による融資先支援と官民連携を推進する。
 - 気候変動に関連する金融機関自身のリスク管理を求め、監督当局によるガイダンス策定等を実施。
 - 特に、地域金融機関については、各種の情報提供、ノウハウ共有等を通じて、地域資源を活用したビジネス構築や地域課題の解決のモデルづくりを推進。
- 様々な金融制度による支援を実施する。
 - トランジションの取組に対する成果連動型の利子補給制度（3年間で1兆円規模の融資）を創設。
 - 2021年1月、JBICに「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設。
 - 同年2月、DBJに「グリーン投資促進ファンド」を創設。

4

1. 規制改革・標準化

2. カーボンプライシング

主な今後の取組

- 規制・制度の整備を進める。
 - 洋上風力について、風車撤去時の残置許可基準の明確化や航空障害灯の設置基準の緩和等、規制の総点検に基づく検討を加速化。
 - 住宅を含む省エネ基準の適合義務付けなど、規制措置を強化。
 - 蓄電池ライフサイクルでのCO₂排出見える化等を、2021年度を目標に制度的枠組み等を検討。
- 標準化に積極的に取り組む。
 - 液化水素運搬に必要なローディングアームなど関連機器の標準化を検討。
 - 燃料アンモニアの燃料としての仕様や、窒素酸化物の排出基準等の国際標準化。
 - ルール形成による市場創出の力を評価する「市場形成力指標Ver1.0」の開発・公開。
- 成長に資するカーボンプライシングについて躊躇なく取り組む。
 - クレジット取引
 - 非化石価値として、水素・アンモニアの対象追加を検討。
 - 最終需要家も調達できる再エネ価値の取引市場の新たな創設を提起。
 - J-クレジットについて、森林経営等に伴う環境価値のクレジット化や、利便性確保のためのデジタル化を推進。
 - 排出量取引・炭素税
 - 負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。
 - 炭素国境調整措置
 - WTOルールと整合的な制度設計であるべきなど、基本的考え方を提案。導入の妥当性や制度の在り方について、カーボンリーケージ防止等の観点で、同じ立場の国等と連携して対応。

2020年度通期決算の概要

2021年7月2日(金)に開催されました業種別動向分析委員会では、経済産業省 経済産業政策局 企業財務室長 井川良氏をお迎えし、「2020年度通期決算の概要」についてご説明をいただきました。ご説明の後、委員から各業界の現況、動向等について活発な意見交換が行われました。(オンラインにて開催)

ご出席者名簿

経済産業省

井川 良 経済産業省 経済産業政策局 企業財務室 室長
藤井 優聡 経済産業省 経済産業政策局 企業財務室 企画係長

委員

高瀬 智子 (一社)電子情報技術産業協会 経営企画本部 政策渉外部 調査・統計担当部長
海野 雅幸 (一社)日本化学工業協会 産業部 兼 技術部 部長
杉原 克 日本化学繊維協会 常務理事
山本 大介 (一社)日本貿易会 政策業務第三グループ長 兼 調査グループ長
加藤 建治 (公社)リース事業協会 事務局長

委員代理

遠田 雅章 (一社)セメント協会 調査・企画部門 リーダー
持田 弘喜 (一社)日本自動車工業会 次世代モビリティ領域 担当部長
有泉 奈々 (公財)日本生産性本部 生産性総合研究センター 課長
三輪 恭裕 (一社)日本鉄鋼連盟 業務部 国内調査グループ マネージャー

(役職名は当時、企業・団体名五十音順 敬称略)

2020年度通期決算の概要 (7月2日(金) 講演資料抜粋) 東証1部上場12、2、3月決算企業1,351社 (金融業、証券業及び保険業を除く)

【利用上の注意事項】

- 分析対象は、東証一部上場企業(除く:金融・証券・保険業、連結子会社)で、決算期が12月、2月、3月の企業のうち、継続してデータを取得可能な1,351社(5月17日現在)。ただし、通期業績見直しについては1,214社を分析対象とした。
- 日経NEEDS((株)日本経済新聞社)の企業財務データを基に集計。なお、日経NEEDSでデータを取得できない一部企業についてはBloombergによりデータを取得。
- 米国会計基準(SEC基準)を適用している企業については、「税引前当期純利益」又は「税金等調整前当期純利益」を経常利益として計上している。また、当期利益は「当社株主に帰属する四半期純利益」を計上している。
- 国際会計基準(IFRS)を適用している企業については、「税引前利益」を経常利益として計上している。また、当期利益は「親会社の所有者に帰属する四半期純利益」を計上している。

概要

○20年度通期決算概要

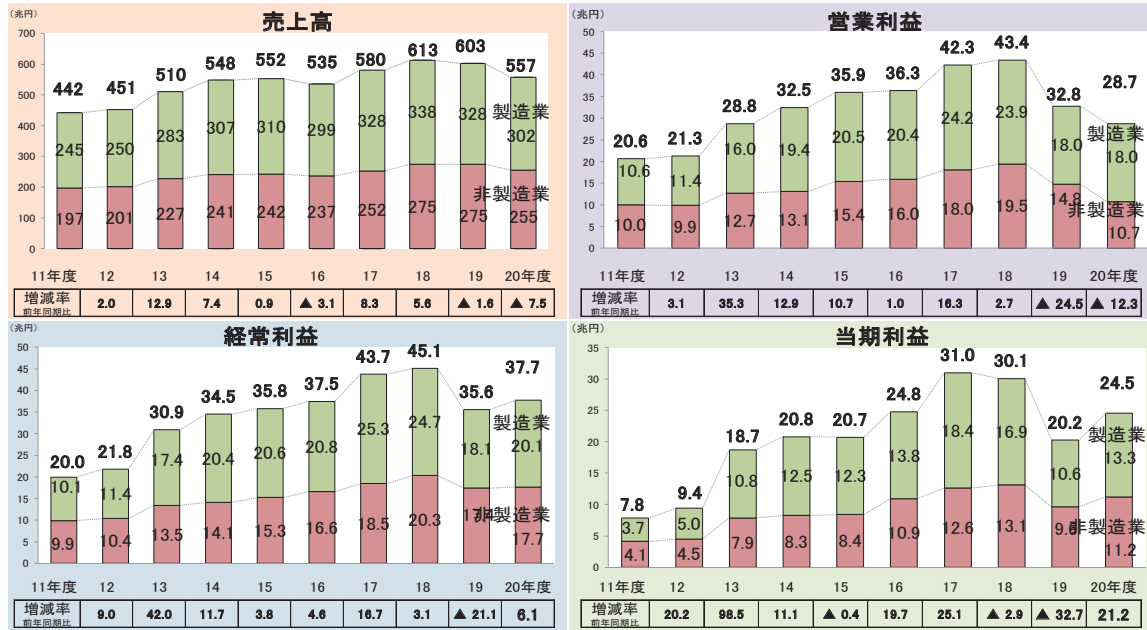
	16年度 通期実績	17年度 通期実績	18年度 通期実績	19年度 通期実績	20年度 通期実績	21年度 通期見直し
売上高	▲ 3.1 %	8.3 %	5.6 %	▲ 1.6 %	▲ 7.5 %	▲ 7.4 %
営業利益	1.0 %	16.3 %	2.7 %	▲ 24.5 %	▲ 12.3 %	▲ 17.6 %
経常利益	4.6 %	16.7 %	3.1 %	▲ 21.1 %	6.1 %	▲ 8.9 %
当期利益	19.7 %	25.1 %	▲ 2.9 %	▲ 32.7 %	21.2 %	▲ 8.4 %
	※対前年比	※対前年比	※対前年比	※対前年比	※対前年比	※対前年比

○21年度通期見直し 予想の企業数割合

増収増益	54.9 %
増収減益	18.0 %
減収増益	6.6 %
減収減益	10.4 %
未公表	10.1 %

通期決算（12か月累計）の概要（3月決算企業:4~3月、2月決算企業:3~2月、12月決算企業:1~12月）

- 20年度通期（12か月累計）では、売上が対前年同期比▲7.5%、営業利益が同▲12.3%、経常利益が同6.1%、当期純利益が同21.2%となり、減収増益。
- 業種別では、30業種中、その他製品、その他金融業を除く28業種が減収となり、経常利益は食料品、医薬品、石油・石炭製品、鉄鋼、非鉄金属、電気機器、その他製品、海運業、倉庫・運輸関連業、情報・通信業を除く20業種が減益となった。

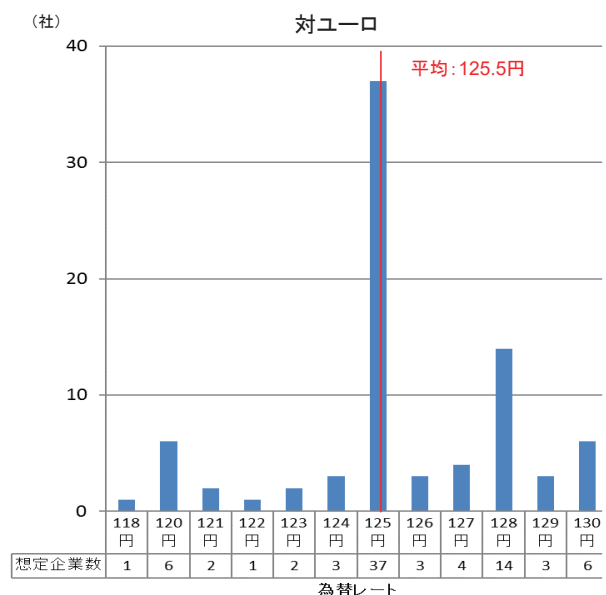
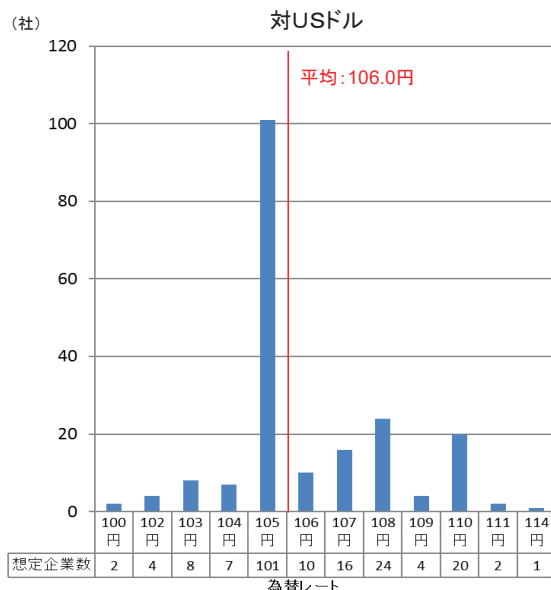


上場企業の21年度通期想定為替レート

東証一部上場企業の全2,260社のうち、決算期が12月、2月、3月の企業かつ想定為替レート公表企業を対象。（5月18日（火）9時時点 USドル:199社 ユーロ:82社）

○対USドル:105円を見込む企業が最も多く、次点で108円。平均は106.0円。

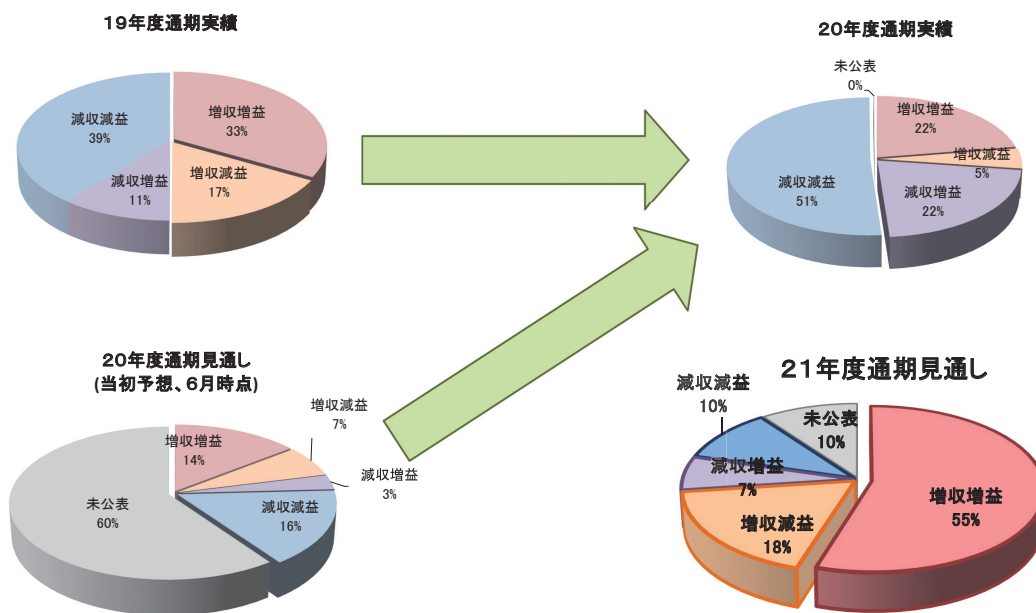
○対ユーロ:125円を見込む企業が最も多く、次点で128円。平均は125.5円。



※日経NEEDSより。

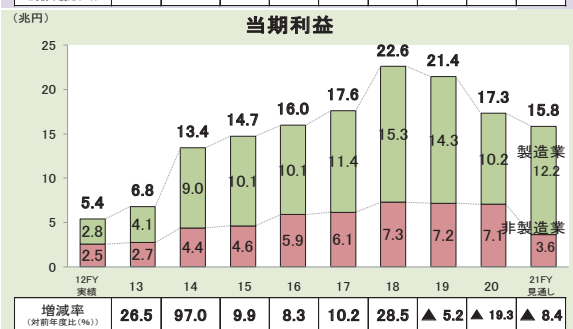
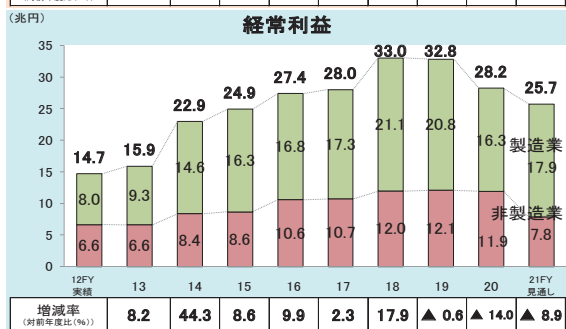
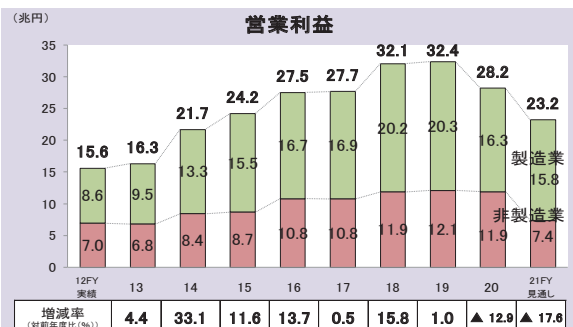
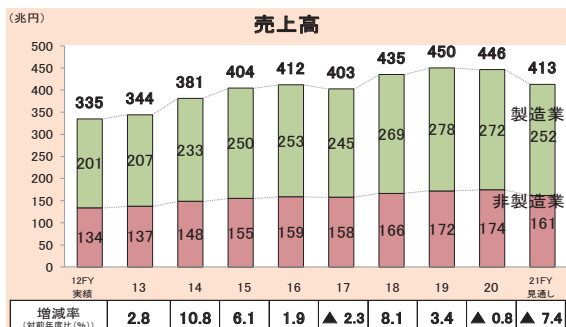
21年度通期見通し

- 21年度の通期見通しは、増収を予想する企業は73%（増収増益55%+増収減益18%）、増益を予想する企業は62%（増収増益55%+減収増益7%）となり、減収減益を予想する企業は10%となった。
- 新型コロナウイルス影響を見通せない等の理由で通期決算公表時点でも140社（全体の10%）が通期見通しを未公表。（売上高、営業利益、経常利益、当期利益のうち1つでも未公表であれば、未公表とカウント。）



21年度通期見通しの概要

- 全業種では、売上高が対前年同期比▲7.4%、営業利益が同▲17.6%、経常利益が同▲8.9%、当期利益が同▲8.4%と、減収減益を見込む。
- 業種別では、30業種中、その他製品を除く29業種で減収を見込み、経常利益では、医薬品、非鉄金属、石油・石炭製品、電気機器、輸送用機器、その他製品、海運業、倉庫・運輸関連業、情報・通信業、その他金融業を除く20業種で減益を見込む。



日本経済の現状と先行き

2021年10月26日(火)に開催されました業種別動向分析委員会では、経済産業省 経済産業政策局 調査課長 竹田憲氏をお迎えし、「日本経済の現状と先行き」についてご説明をいただきました。ご説明の後、委員から各業界の現況、動向等について活発な意見交換が行われました。(オンラインにて開催)

ご出席者名簿

経済産業省

竹田 憲 経済産業省 経済産業政策局 調査課 課長
 占部寿美子 経済産業省 経済産業政策局 調査課 課長補佐

委員

高瀬 智子 (一社)電子情報技術産業協会 経営企画本部 政策渉外部 調査・統計担当部長
 海野 雅幸 (一社)日本化学工業協会 産業部 兼 技術部 部長
 加藤 建治 (公社)リース事業協会 事務局長

委員代理

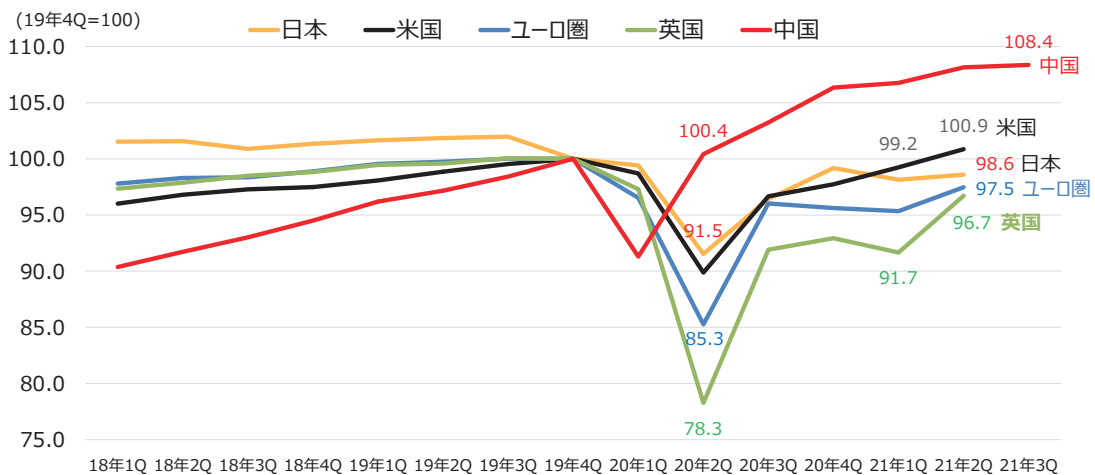
遠田 雅章 (一社)セメント協会 調査・企画部門 リーダー
 持田 弘喜 (一社)日本自動車工業会 次世代モビリティ領域 部長
 有泉 奈々 (公財)日本生産性本部 生産性総合研究センター 課長

(役職名は当時、企業・団体名五十音順 敬称略)

日本経済の現状と先行き (10月26日(火) 講演資料抜粋)

2019年末以降の世界各国・地域の経済活動水準 (四半期実質GDP) の推移

- 4-6月期、米中はプラス成長を続け、日本・英国・ユーロ圏もプラス成長に転換。
- 4-6月期時点でコロナ前を上回って回復している主要国は中国と米国のみ。
- 日本は、昨年4-6月期の落込み幅が欧米に比べて小さかったが、1-3月期に再びマイナス成長、4-6月期がほぼ横ばいとなり、コロナ前の水準を下回る。



(資料) 各国政府資料

OECD世界経済見通し（2021年9月）

- 世界の実質GDP成長率は、デルタ株の影響により**2021年は+5.7%**と下方修正、**2022年は+4.5%**と上方修正し、前回と「ほぼ水準」と評した。ユーロ圏を除く先進国のトレンドとして、2021年は下方修正になった一方で2022年は上方修正となり、回復見込みが後ろにずれた。
- 報告書は、各国の回復の不均一を強調。より持続的でバランスのとれた回復のため、世界的なワクチン接種が必要とし国際協力を求めた。

	2020年	2021年見通し		2022年見通し		備考
		21年5月	21年9月	21年5月	21年9月	
世界	▲3.4%	5.8%	↓ 5.7%	4.4%	↑ 4.5%	世界経済の回復は続く予測されるが、不均一な状態が続く。
日本	▲4.6%	2.6%	↓ 2.5%	2.0%	↑ 2.1%	感染状況が緩和され、衛生上の制限が解除されることにより、成長が回復していく。
米国	▲3.4%	6.9%	↓ 6.0%	3.6%	↑ 3.9%	2022年の追加財政支援の可能性、家計貯蓄の減少が成長を後押し。
ユーロ圏	▲6.5%	4.3%	↑ 5.3%	4.4%	↑ 4.6%	次世代EU基金による投資支出の増加が成長を後押し。
ドイツ	▲4.9%	3.3%	↓ 2.9%	4.4%	↑ 4.6%	
英国	▲9.8%	7.2%	↓ 6.7%	5.5%	↓ 5.2%	インフレ率が急激に上昇。2022年にインフレ圧力が多少緩和されたとしても、年間のCPIが+3.1%になると予測。
中国	+2.3%	8.5%	→ 8.5%	5.8%	→ 5.8%	パンデミック前に近い状態を維持すると予測。PPIが上昇しているものの、食品価格の下落によりCPIの上昇は緩やか。
インド	▲7.3%	9.9%	↓ 9.7%	8.2%	↓ 7.9%	Googleのモビリティ情報によると、ここ数か月で活動が活発になっている。

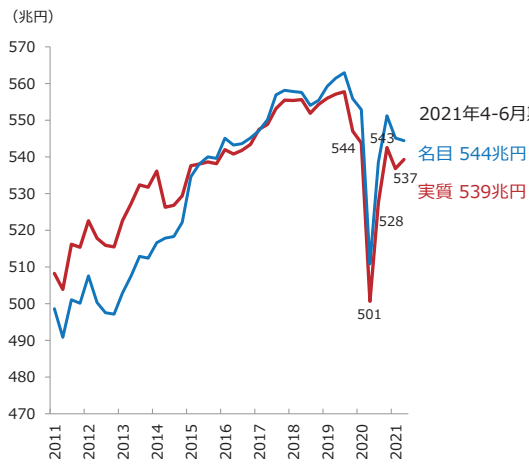
(資料) OECD「Economic Outlook, Interim Report」(September 2021)

※(2021年5月見通しと比較して) ↑: 上方修正、↓: 下方修正、→: 横ばい。

GDP

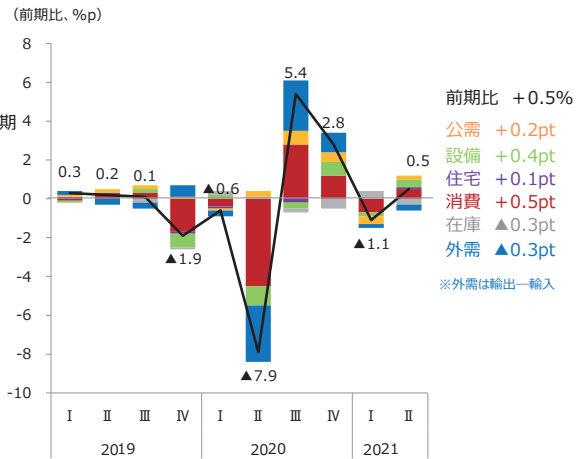
- 2021年4-6月期実質GDP成長率は、**消費や設備投資の増加**から、**前期比+0.5%（年率+1.9%）**と四半期ぶりのプラス成長。
- 実質で539兆円、名目で544兆円。

GDPの推移



(資料) 内閣府「国民経済計算」

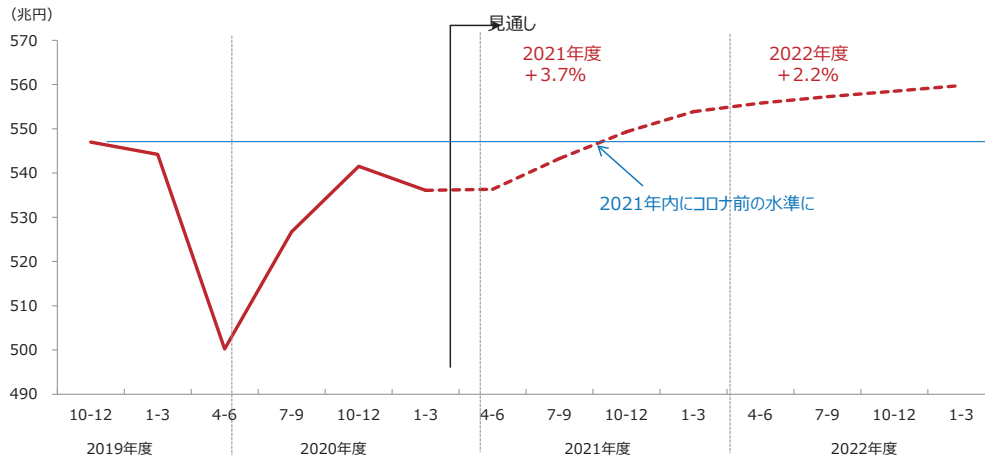
実質GDPの変動要因



2021年度・2022年度のGDP見通し

- 内閣府試算では、**2021年度のGDP成長率は+3.7%、2022年度は+2.2%**との見通し。**2021年内にはコロナ前の水準まで回復**する見込み。

内閣府年央試算（2021年7月）

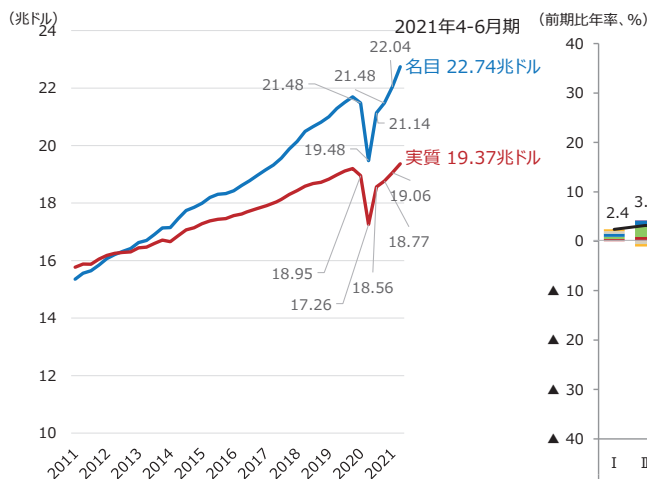


(資料) 内閣府「国民経済計算」、見通しの四半期/スは、内閣府年央試算に基づき、調査課で推計

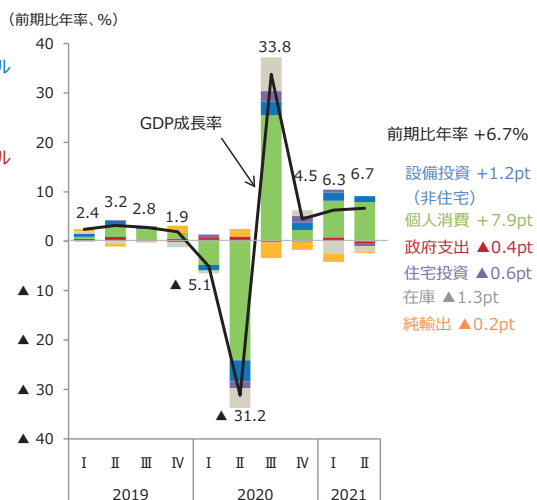
米国 GDP

- 4-6月期実質GDP成長率（三次推計）は**前期比年率+6.7%**。需要項目別の寄与度では、**個人消費、設備投資がプラス寄与**、住宅投資、在庫投資、純輸出、政府支出がマイナス寄与。

GDPの推移



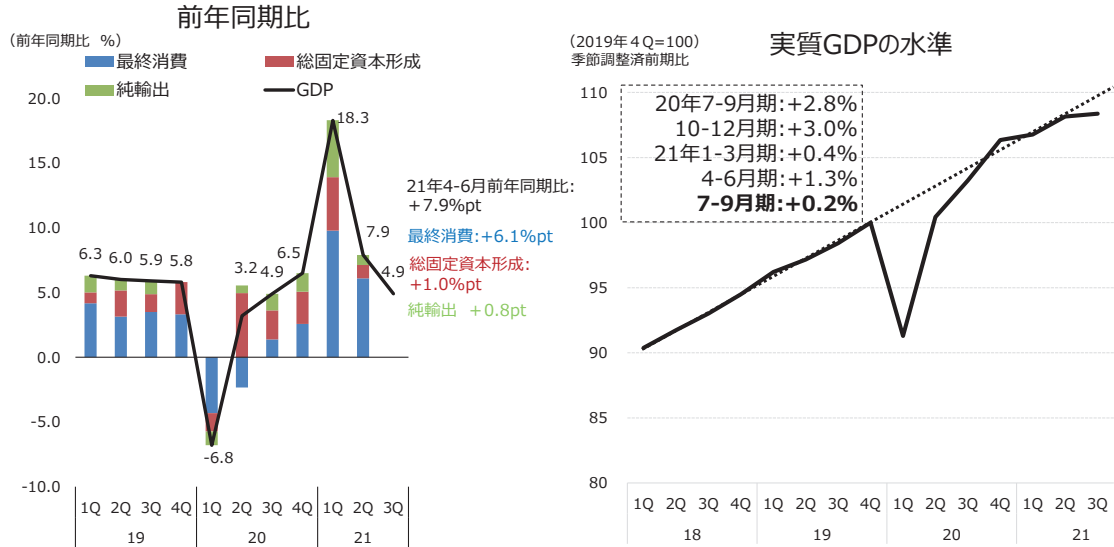
実質GDPの変動要因



(資料) 米商務省「GDP統計（三次推計）」19月30日公表

中国 GDP

- 7-9月期の実質GDPは、**前年同期比+4.9%**。季節調整済前期比は**+0.2%**。
- 実質GDPの水準は、コロナ前のトレンド線に戻りつつある。

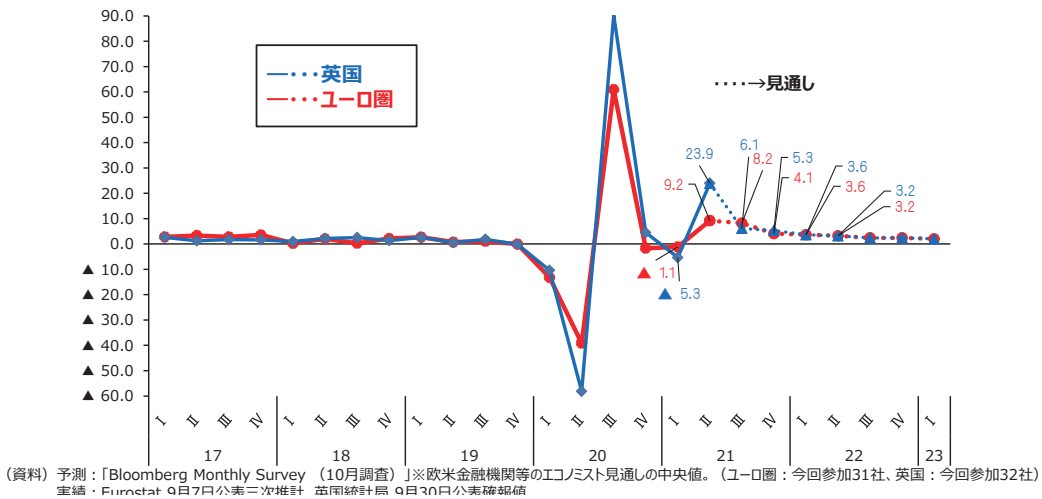


(資料) CEIC(中国国家統計局10月18日公表) ※項目別寄与度は数日遅れて公表される見込み。実質GDPの水準は季節調整済前期比を基に試算したもの。

欧州 GDP

- ユーロ圏の21年4-6月期は、規制緩和で経済の正常化が進み、またワクチンの普及も伴い**3四半期ぶりのプラス成長**。パンデミック前の2019年10-12月期を、2.5%下回る水準。
- 英国は、2四半期ぶりのプラス成長。パンデミック前の2019年10-12月期を、3.3%下回る水準。

(前期比年率、%) ユーロ圏・英国の実質GDP成長率の実績と見通し (ブルームバーグ・サーベイ)



変革期のサステナブル投資はさらに次の段階へ

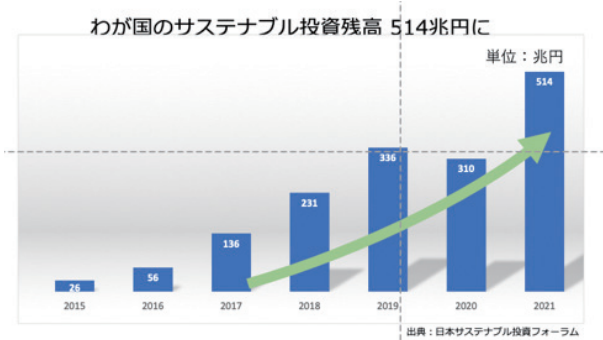
NPO法人 日本サステナブル投資フォーラム（JSIF） 会長
荒井 勝氏



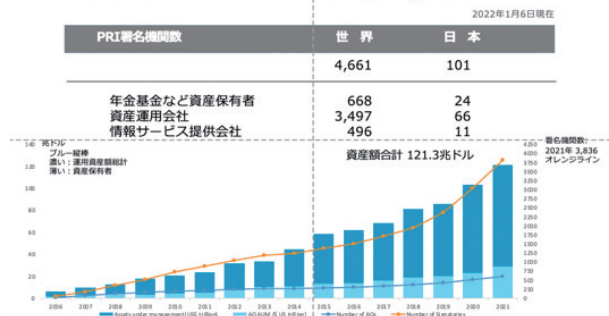
■わが国のサステナブル投資残高は514兆円と 昨年比+65.8%

2021年のわが国のサステナブル投資^{注1}残高は、514兆528億100万円と、前年比で204兆円増え61.5%の伸びとなった。^{注2} 20年の調査では19年比で26兆円の減少となっていたが、これはコロナ禍の影響で3月に株式市場が一時的に大きく下落したことを反映したものだ。21年は、その後の株式市場の回復分を差し引いても50%を超える大きな伸びとなった。また、回答を得た年金基金や運用会社の運用資産額に占めるサステナブル投資の割合は61.5%であり、サステナブル投資が日本でも主流で当たり前の投資となったといえるだろう。

ESG投資^{注3}は、国連がサポートする責任投資原則（PRI）が2006年に発足してグローバルに広がった。当初は約50の年金基金や運用会社などの署名でスタートしたが、2022年1月現在では署名機関数は4,700を超えている。また署名機関が運用する資産額は、2021年3月末現在で121.3兆ドル（1.3京円）となっている。現時点で全ての資産がESG投資となっているわけではないが、署名機関はそうなることを目指している。この規模は、日本の2021年度国家予算（一般会計）106.6兆円と比べると130倍、日本の株式市場全体の規模約693兆円と比べると19倍に近い。



ESG投資を牽引する責任投資原則(PRI)の継続的な拡大



注1: サステナブル投資の定義と広義のESG投資（PRIの定義でESGインテグレーション）は、多少の違いがあるがほぼ同じと考えて良い。債券での取り組みではESGとは言わずにサステナブルと言っている。詳細は日本サステナブル投資フォーラム（JSIF）の説明を参照。

注2: 日本サステナブル投資フォーラム (JSIF) のアンケート調査結果

注3: 投資先企業などの環境 (E) 社会 (S) ガバナンス (G) への取り組みを評価して、運用の調査や投資決定プロセスに取入れる投資

■株式から債券などの多資産へ広がるESG投資

ESG投資の対象資産は長らく株式がほとんどであったが、ここ3年ほどは、他の資産、特に債券、未上場株式、不動産、ローンが大きく増加している。サステナブルな債券の残高は、国内債券と外国債券を合わせて302.9兆円となり、20年比では+68.2%となった。世界的なグリーンボンドやサステナブルボンド市場の拡大とも軌を一にしているが、その他に、海外の国債や国際機関債への投資でもサステナビリティ基準を適用することが進んでいることが大きく影響している。

■サステナブル投資はさらに次の段階へ

2021年を振り返ると、欧州でも日本でも新たな動きがいくつも見られ、それも、これまでにない急速な展開であり、サステナブル投資が新たな段階を迎えていると感じる。

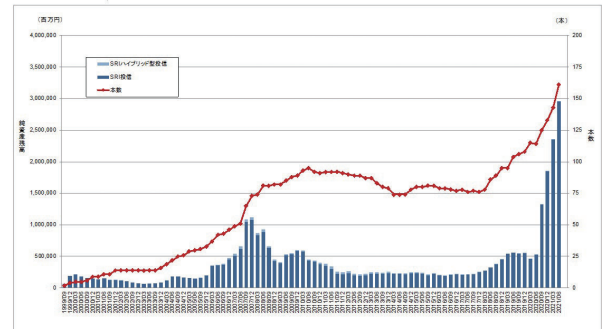
中でも次の3つの変化が特に印象深い。

- 1) 新たなインパクト投資の増加
- 2) ネット・ゼロの考え方の広がり
- 3) グローバルなサステナブル基準の法制化の動き

1) 新たなインパクト投資の増加

インパクト投資は7,062億円と金額的にはまだ限られているが、20年比では+402.3%と大きな伸びとなっている。この拡大は、社会へのインパクトを生むことを投資リターンよりも重視する従来のインパクト投資よりも、新製品やテクノロジーで将来の社会に対して大きなインパクトを与えると考えられる上場企業を厳選して投資する、個人投資家向けの投資信託の残高が大きく拡大している点に特徴がある。JSIFでは投資信託の残高も定期的に集計しているが、ESGの視点を取り入れた投資信託が4年前から急速に伸びはじめ、現在では過去にない水準となり、今後さらに増加する勢いだ。その中心がこの投資のインパクトを打ち出した投資信託だ。

公募ESG投信の純資産残高とファンド本数の推移



出典: 日本サステナブル投資フォーラム

これらの投資信託には、次のような特徴がある。

- ①企業のESGへの取組みに注目することに加えて、温室効果ガス (GHG) 排出量を減らすテクノロジーなどを持つ企業を厳選して投資
温暖化への「緩和」と「適応」の対策のうち、特に緩和に貢献するテクノロジーを持つ企業は社会に大きなインパクトを与え、また将来的に企業として成長する可能性が高いと考えられるためだ。
- ②投資ポートフォリオ (投資している企業群全体) で排出している温暖化効果ガス (GHG) を計測
同じ金額を通常の株式インデックス指数と連動するファンドへ投資した場合と比べると、そのようなファンドではGHG排出量が大幅に削減されている。
- ③自社で運用するESGファンドのGHG排出全量に相当する量を、カーボンオフセットの認証を得たグリーンプロジェクトへ資金拠出
投資先の企業が2050年に向けて温暖化効果ガス排出量を減らす努力をしても、すぐにネットゼロとなるわけではない。それまでの間、企業は残留排出量をオフセット (相殺) することを選択できるが、運用会社も投資での排出量をオフセットしてファンドでネットゼロとする。
- ④投資が社会に対して生むインパクトを詳しく説明するレポートを公表
運用会社のサステナブルに関する考え方、投資方針、運用する具体的な手法、運用経過、投資先企業のGHG排出を削減する技術並びに取り組み、投資が生じさせるプラスのインパクトについて、投資家に対する説明を充実させている。

2) ネット・ゼロの考え方の広がり

もう一つ注目されるのが、カーボン・ネットゼロを運用目標として投資家が掲げている点だ。最近ではカーボン・ニュートラルではなく、カーボン・ゼロあるいはカーボン・マイナスを目指す方向にある。企業も同様だ。先進的な取り組みをしているマイクロソフト社の取り組みを紹介したい。

マイクロソフト社は2030年までに自社のGHG排出量をカーボン・マイナスとし、さらに2050年までに1975年の創業以来マイクロソフトが直接また電気消費（Scope1と2）により排出したGHG排出量を環境から取り除くという目標を2020年1月に発表した。

また、社内のカーボン価格を2012年から設定しており、この社内カーボン価格で得られた資金はGHG排出削減技術に投資される。さらに、2019年からは同社の直接排出量だけでなく、サプライチェーンやバリューチェーンからの排出量にも課金している。Scope1と2からScope3へと対象範囲を広げたわけだ。同社の2020年の炭素排出量は1,600万トンと予想されているが、その内訳は、スコープ1で約10万トン、スコープ2が約400万トン、これに対してスコープ3の排出量は1,200万トンだ。同社に限らず多くの企業はスコープ3の排出量が最も大きいと考えられるが、同社のようにスコープ3や製品ライフサイクル全体での排出量を具体的な削減目標として掲げる企業はまだ限られる。

さらに、自社の技術を利用して、世界中のサプライヤーや顧客のGHG排出量削減を支援する取り組み、また二酸化炭素の削減・回収・除去技術のグローバルな開発を促進するために、10億ドルの「気候イノベーションファンド」を新たに設立している。ネット・ゼロあるいはマイナスとするには、このような取り組みが欠かせないとしている。またこれらの取り組みの進捗状況は、新たに年次環境報告書として公表することも約束している。

こうした例を見ると、今後は日本企業もスコープ3までの排出量を計算し、その削減目標を示して、経過も報告することが求められるようになると予想される。投資家も企業のそうした目標に対してエンゲージメントすると考えられる。

3) グローバルなサステナブル基準法制化の動き

もう一つ注目されるのが昨年11月からのIFRSの動きだ。これまで国際的な財務基準を作ってきたIFRSを中心に、グローバルな非財務情報の基準化と制度化の動きが進み始めた。

昨年6月に、統合報告の基準を作ったIIRCと、米国でサステナビリティ基準に取り組むSASBが一つの組織に統合されてValue Reporting Foundation（VRF）が設立された。さらに、11月のCOP26では、IFRS財団がこのVRF並びに気候変動関連情報審議会（CDSB）と統合すると発表された。またIFRS財団の下に、これまでの国際財務基準審議会（IASB）に加えて、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設けると発表した。加えて、気候また一般情報開示に関する2つの規定のプロトタイプも発表された。TCFD、GRI、世界経済フォーラム（WEF）とも連携するようだ。

このようにIFRSが基準作りを急ぐ背景には、EUが21年4月にサステナビリティ報告に関する指令（CSRD）案を公表し、報告基準の第1弾（各業種に共通）を2022年10月31日までに採択する予定と発表したことがあるようだ。

このようなEUとIFRSの急速な動きを見ると、日本でもさまざまなサステナビリティ基準の検討が急速に進み、制度開示・法定開示にどの程度反映させるか議論されることは間違いないと考えられる。法定開示に盛り込める事項は限定的と考えられるので、それ以外の事項についてはこれまでと同様な任意開示になると考えられるが、その内容もさらに充実させることが求められることは間違いないだろう。

日本の投資家また企業も、グローバルに急速に進むESG投資やサステナビリティ開示の改革を十分に意識して、自らの事業での対応や開示のさらなる充実を、急いで進める必要があるようだ。

コロナ禍の少年スポーツの受難

一般財団法人企業活力研究所 総務部長

上野 悦雄



—昨年1月の国内での新型コロナウイルス感染症の発生以降、各種少年スポーツの現場においても様々な規制、基準（ガイドライン）が、スポーツ庁から発出され、全国の自治体がそれに対応、現在も継続されている状況にあります。

私は現在、地元少年野球チームの指導者として関わっていますが、ここでは、コロナ禍前とはまったく様変わりしてしまった、少年野球の風景についてお話ししたいと思います。

まずは練習環境ですが、普段は各チームの小学校校庭を練習拠点としていますが、緊急事態宣言中は小学校校庭、自治体管理のグラウンドはすべて使用禁止、大会も中止となり、地元の空き地等でのキャッチボール、トスバッティング程度の練習が1年間続いたことで、昨年の6年生はまともな練習、試合を経験しないままの卒業となってしまいました。

今年に入って、小学校、自治体管理のグラウンドは宣言中であっても規制が緩和され、土・日については使用可能となり、各種大会も徐々に開催される状況になりましたが、一方で、試合に当たっての感染防止ガイドラインがこと細かく提示されています。その一部を紹介すると、集合時の選手・指導者の検温や体調の提出、試合会場への送迎は4人以下、ベンチの密回避のためベンチの長さは通常の数倍（20メートル、選手同士の距離1メートル）、選手、ベンチ指導者、観戦の父兄の声出し禁止等、そこまで言うか、というガイドラインに対応していますが、それでも試合が佳境に入ると、我々指導者が大声をだしては、ネット裏の大会役員から指導が入る始末。

さらに気の毒に感じているのは、各チーム、概ね1割程度の子供（親も）は、本気で甲子園を目指しています。その子たちは将来、全国の強豪校への進学を目指しており、そのためには、中学校の部活ではなく、地域のクラブチーム（硬式球）で活躍することが必須となります。しかしながら昨年、今年と地元の各クラブチームの入団セレクション（選抜）が実施されず、過去の各チームの指導者との関係性が重視されて決まってしまう現状があります。私の所属チームは、残念ながらこの2年声がかからず、6年生には本当に申し訳ないことをしました。

このように新型コロナウイルス感染症の影響は、野球少年たちの環境、将来の夢に対しても影響を少なからず与えています。

また、バレーボール、サッカーなど他の少年スポーツの現場においても同様の対応が求められていることは言うまでもありません。

今年こそは、どうか子供たちがコロナ禍前のように、仲間たちと大声を出して、スポーツを楽しみ、将来の夢に向える状況に戻ることを、祈るばかりです。

研究所便り

編集後記

「企業活力」2021冬季号No.114をお届けします。

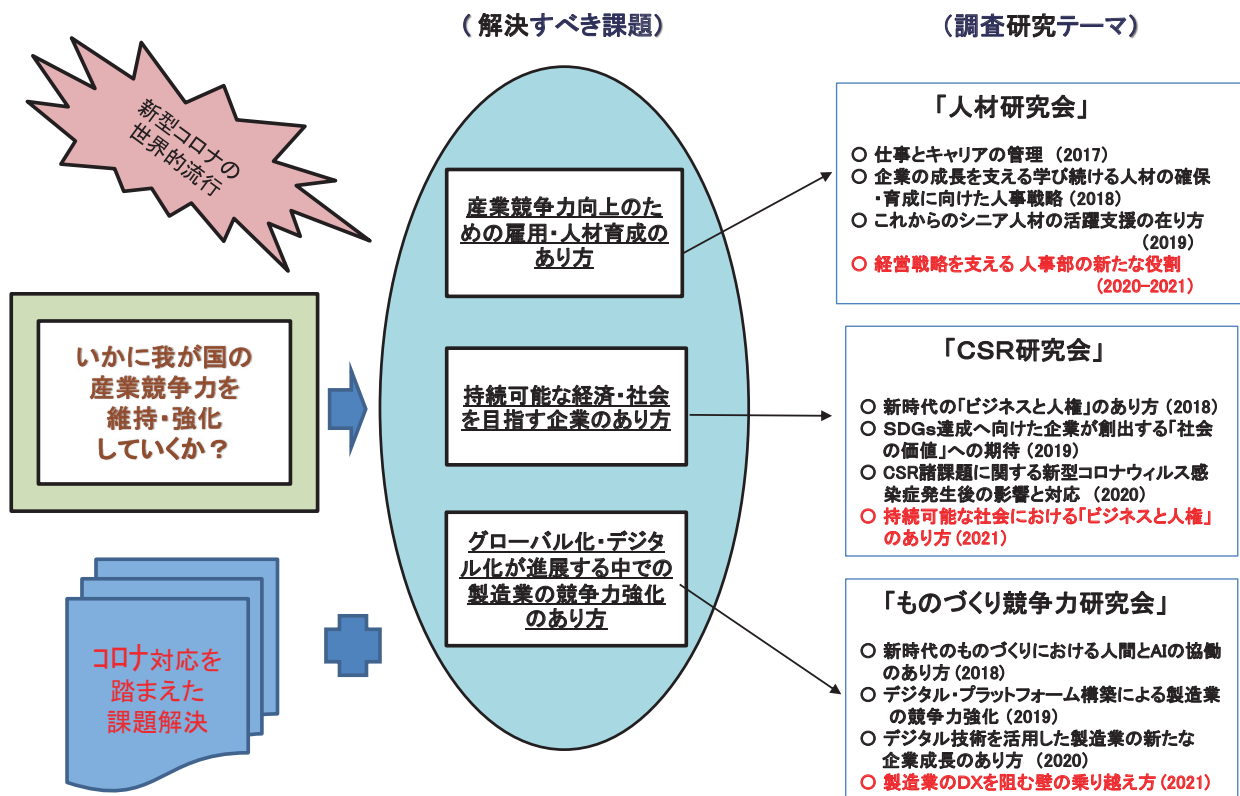
新型コロナウイルスの国内感染の発生から丸2年が経過しましたが、未だに収束の見通しは不透明な状況が続いています。日本国内においては海外に比べて感染者数等が比較的抑えられているとはいえ、これまで繰り返し感染拡大が発生する中であって、各方面で様々な対応が行われています。当研究所でも、国内感染状況に応じて、研究会・委員会の開催方法（オンライン会議）や職員の勤務体制（在宅勤務、輪番出勤）などを適宜見直しながら業務運営を行ってきています。オンライン会議の増加に対応して所内の通信環境の強化を図るなど、ニューノーマルに向けた体制整備を進めているところです。

事業活動としましては、今年度も3つの研究会事業（人材研究会、CSR研究会、ものづくり競争力研究会:下記の図をご参照ください）、6つの委員会事業（経営戦略・産業政策委員会、企業法制委員会、税制委員会、雇用・人材開発委員会、企業活力委員会、業種別動向分析委員会）に取り組んでおります。本誌には、昨年下半年（7月～12月）に実施した活動の一部を収録しましたので、ご一読頂ければ幸いです。

当研究所といたしましては、新型コロナウイルス感染症の早期収束を祈りながら、我が国経済・社会の健全な発展に少しでもお役に立てるよう活動内容の一層の充実にも努めてまいります。引き続き、ご指導・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（企画研究部長 北畠 祥）

2021年度 企業活力研究所 調査研究テーマの位置付け



()内は年度



企業活力

2021 No.114
冬季報告書

発行 2022. 2

一般財団法人 企業活力研究所
(Business Policy Forum, Japan)

設立:昭和59年7月19日

住所:〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング3F

TEL:03-3503-7671 FAX:03-3502-3740

ホームページ:<https://www.bpfj.jp/>

Eメール:info@bpf-f.or.jp

企業活力

一般財団法人企業活力研究所

Business Policy Forum, Japan